

海外婦人労働資料第四八号

昭和三十三年八月

海外における母性保護規定

労働省婦人少年局

は し が き

この小冊子は海外における母性保護規定を集めたものである。

母性保護規定の範囲は、「産前産後の休業、妊婦の配置転換、産前産後の解雇の制限、育児時間、生理休暇、重量物の取扱制限、母性に有害な業務の就業制限」の範囲とし、労働時間、深夜業はこれに関連して取扱うこととした。

産前産後、育児時間などの母性保護規定はわが国でも、既に、明治三十八年（一九〇五年）に制定された鉱業法、明治四十四年（一九一一年）に制定された工場法のそれぞれの規則に定められており、西欧諸国では早くから女子労働者保護のためにとりあげている。例えばイギリスでは一八九一年の工場法、フランスでは一九一三年の労働法典、ドイツでは一八九〇年の帝国営業法補則に産婦保護のことが定められ、育児時間については前述のフランスの労働法典で一九一三年に定められている。

現在では多くの国で母性保護に関する規定が設けられているので、諸外国における母性保護規定を集めて現状を明らかにしようとした。

なお、母性保護に関係の深い妊産婦保険の規定、国際労働条約及び勧告を附加した。
用いた資料の主なもの次のとおりである。

1 「各国における婦人労働者の保護規定」

（一九三九年国際労働事務局調査）

2 「外国労働法令全書」

〔昭和三十一年労働省労働統計調査部編〕

3 「各国における婦人年少者労働保護規定集」

〔昭和二十六年国立国会図書館調査立法考査局、労働省婦人少年局共編〕

4 「中国労働法令集」

〔昭和二十八年労働省労働統計調査部、国立国会図書館調査立法考査局共編〕

5 「世界各国における社会保障制度の法制と財政」

〔昭和三十一年労働省国際労働課編〕

6 「国際労働条約集」

〔一九五五年労働省編〕

7 Revision Of The Maternity Protection Convention 1919 (No.3)

Thirty-Fifth Session Geneva 1952

8 Summary Of Reports Of Ratified Conventions

Thirty-Seventh Session Geneva 1954

Thirty-Eighth Session Geneva 1955

昭和三十一年八月

労働省婦人少年局

海外における母性保護規定

目次

1 諸外国における母性保護規定の比較	
(一) 妊産婦保護	二
(二) 重量物の取扱禁止	六
(三) 椅子の供与	八
2 諸外国における母性保護規定	
(一) ドイツ	三
イ、西ドイツ	一四
ロ、東ドイツ	一六
(二) フランス	三二
(三) イギリス	三七
(四) アメリカ(カリフォルニア州法)	四三
(五) ソ連	四七
(六) 中国	五一

四	インド	七
四	スエーデン	六
四	大韓民国	五

3 諸外国における妊産婦保険の規定

一	西ドイツ	六
二	東ドイツ	六
三	フランス	七
四	イギリス	七
四	ソ連	七
四	中国	七
四	インド	七
四	スエーデン	七
四	日本	七

4 国際労働条約及び勧告

一	産前産後に於ける婦人使用に関する条約	五
二	母性保護に関する条約	六
三	鉛中毒に対する婦人及児童の保護に関する勧告	七

四	産前産後に於ける農業婦人賃金労働者の保護に関する勧告	七
四	母性保護に関する勧告	七

附録	(1) 産前産後に於ける婦人使用に関する条約の効果	二四
	(2) 産前産後に於ける婦人使用に関する条約を批准した国の状況	二三

1. 諸外国における母性保護規定の比較

(一) 妊 産

国 名	産 前 産 後 ニ 於 ケ ル		任 意 ノ 休 養
	使 用 禁 止		
アメリカ合衆国			
コクティカット	産前4週間	産後4週間	
マサチューセッツ	" 2 "	" 4 "	
ミズリー	" 3 "	" 3 "	
ニューヨーク		" 4 "	
ヴァーモント	" 2 "	" 4 "	
ワシントン	" 2ヶ月	" 6 "	
フィリッピン	" 30日間	" 30日間	
ソヴィエツト連邦			産前35日 産後42日 (異常出産双生児の場合 ハ産後休暇56日)
英 国		産後4週間	
オーストリア		" 6 "	(工業、商業)
		" 4 "	(鉄 道)
		" 6 "	(鉄 道)
ベルギー		" 4 "	
カナダ			
ブリタニッシュ・コロンビア		産後6週間	産前6週間
チェコスロヴァキア		" 6 "	
デンマーク		" 4 "	
フランス		産前産後7週間 (産後6週間)	産前8週間
西ドイツ		" 6 "	産前6週間 (家事補助婦 及ビ通イ女中 ニアッテハ産 前4週間)

婦 保 護

授 乳 時 間	保 育 施 設	其ノ他ノ妊産婦保護
9時間半毎ニ30分 (休憩外)	女子使用企業ニ付 集団農場ニ付	1. 妊婦保育中ノ母親ニ対スル使用制限 時間外作業ノ禁止 2. 平常ノ賃金ニヨル軽易作業ヘノ転換 3. 妊婦ノ使用禁止 ① 晒作業、羊毛ノ洗滌作業 ② 木材ノ伐採、伐作業 ③ 電気ケーブル取付作業
		1. 妊婦ニ対スル地下ノ重作業禁止 (鉱業) 2. 妊婦、使用禁止(採石場)
	女子25人以上使用ノ 工場ニ付	
出産後1年間30分 毎ニ2回 20分 (哺育施設アルモノ) 労働時間4時間 超エルト45分、8時 間ヲ超エルト45分 ツ2回、作業場附近 ニ哺育室ガナケレバ 90分ヲ1回	女子100人以上使用 ノ工場ニ付 営業監督署ニ哺育室 設置ヲ命ズル権限アリ	1. 妊婦ノ有害業務ノ就業禁止 2. 妊婦及ビ哺育中ノ母ノ時間外、夜間、 休日労働ノ禁止 3. 妊産婦ノ解雇制限

妊 産

国 名	産 前 産 後 ニ 於 ケ ル	
	使 用 禁 止	任 意 ノ 休 養
東ドイツ	産前5週間	産後6週間 (異常産又は多胎産の場合ハ8週間)
イタリア	" 3ヶ月	産後8週間 (工業)
	" 8週間	" 8 " (農業)
	" 6 "	" 8 " (ソノ他産業)
ノールウェー		" 6 " 産前6週間
ポーランド		" 6 " " 6 "
スウェーデン		" 6 " " 6 "
日 本		" 6 " (5週ヲ過ギレバ本人ノ希望ト医師ノ証明ヲ就業デキル)
大韓民国		出産ノ前後60日間
ブルガリヤ		分娩前30日ニ始マル出産休暇90日間、異常分娩、双子ノ場合ハ出産休暇ハ100日間
コロンビヤ		産前産後12週間
ハンガリー		出産前後12週間、異常分娩ノ場合ハ4週間延長
インド		

- 註 1. 1939年「露国労働事務局調査」に拠る。
2. 日本の規定を追加した。
3. 妊産婦保護の表については、ソヴィエツト聯邦、フランス、ドイツ、*

婦 保 護 (続)

授 乳 時 間	保 育 施 設	其ノ他ノ妊産婦ノ保護
1日30分宛2回 (哺育施設アルモノ) " 1時間宛2回作 業ヲ離レウルコト (哺育施設ナキモノ) 1日30分宛2回 "	女子100人以上使用ノ工場ニ付	1. 妊婦及ビ哺育中ノ母ノ夜間労働ノ禁止 2. " 坑内労働ノ禁止 産前3ヶ月間重量物運搬禁止
必要ナル時間ヲ設定スルコト 毎日30分以上1日2回 (休憩時間外)		1. 妊婦ニ対スル1ヶ月6日ノ休日給与 2. 妊婦中ニ於ケル使用禁止 ① プレス作業 ③ 傾斜面ニ於ケル荷物運搬 軽易業務ヘノ転換
1日ニ1時間宛2度 又ハマトメテ2時間 ヲ8ヶ月間トレル 30分 最初ノ6ヶ月間ハ30 分宛2回、6ヶ月 9ヶ月ハ30分1回、 授乳スル場所ニエケ ルニ時間ノカカルト キハ最初ノ6ヶ月間 ハ45分宛2回、6ヶ 月9ヶ月ハ30分1 回	出産シタ女子労働者 ニ対シ過当ヲ施設ト 機会ガ与エラレル 女子50人以上使用ノ 工場ニ付	妊婦ハ60日間無給ノ休養ガトレル 1. 解雇制限 2. 時間外、夜業ノ労働制限、有害作業ノ制限 1. 解雇制限 2. 軽易業務ヘノ転換

* (西ドイツ、東ドイツ) スウェーデン、イタリアの規定をその後の改正法律によつて訂正し、大韓民国、ブルガリヤ、コロンビヤ、ハンガリー、インドの規定を最近の法律の規定によつて追加した。

(二) 重 量 物 の

取 扱 禁 止

国 名	重 量 ニ ヨ ル 制 限
アメリカ合衆国	
マサチューセッツ	工場ニ於ケル重量物取扱 75封度以上 貨物運搬 25 " 芯取作業 60 " 貨物運搬 25 "
オハイオ	貨物取扱 25 " 芯ノ製作及び取扱 15 "
ペンシルヴァニア	芯ノ製作及び取扱 15 " 芯取作業 15 " 熔接作業 15 "
ソヴィエツト連邦	水平面デノ手ニヨル持運び重量20kgヲ超エルモノ 手押一輪車ニヨル運搬(最大勾配0.02) 重量 50kgヲ超エルモノ 三、四輪車手車ニヨル運搬 (凹凸面ニ於ケル最大勾配0.01) 重量100kgヲ超エルモノ 二聯手車ニヨル運搬 平坦面(最大勾配0.02)重量115kgヲ超エルモノ 凹凸面(" 0.01)重量 60kgヲ超エルモノ 軌道上ノ「トロツコ」ニヨル運搬(最大勾配0.01) 重量600kgヲ超エルモノ (以上車ノ重サヲ含マズ)

国 名	重 量 ニ ヨ ル 制 限
フランス	貨物ノ持運び 20kg以上 車ノ重サヲ含ム貨物ノ輸送 1. 「レール」ニヨル「トラック」デ 600 " 2. 手押一輪車ニヨル 40 " 3. 二輪ノ手車ニヨル 130 " 三、四輪車ニヨル貨物ノ輸送 60 "
ポーランド	荷物ノ持上げ、持運び手押 1. 平坦面 30 " 2. 斜 面 15 " 車重ヲ含ム貨物ノ運搬 1. 手押車 400 " 2. 手押一輪車 50 " 3. 手 車 100 " 4. 上斜面ノ難路ハ禁止
日 本	満18才以上ノ女子ニツイテハ断続作業 30 " 継続 " 20 " (許可ヲ受ケレバ断続作業 40 " 継続 " 30 ")

註 1. 1939「年国際労働事務局調査」に拠る。
2. 日本の規定を追加した。

(三) 椅子

国名	椅子ノ供与	備考
アメリカ合衆国		
アラバマ	椅子	商業
アリゾナ	" 3人=1個	工業・商業
アーカンソー	"	"
カリフォルニア	" 1人=1個	"
コロラド	"	"
ノースダコタ	"	商業
イリノイ	"	工業・商業
インディアナ	" 1人=1個	"
カンサス	"	工業
メリーランド	"	商業
ルイジアナ	" 3人=1個	工業・商業
マサチューセッツ	"	"
ミシガン	" 1人=1個	"
ミネソタ	"	"
ミズリー	"	"
ニュージャージー	"	"
ニューヨーク	" 1人=1個	洗濯所
	" 3人=1個	商業
オハイオ	" 1人=1個	工業・商業
オクラハマ	"	"
オレゴン	" 1人=1個	"
ペンシルヴァニア	" 3人=1個	"

の 供 与

国名	椅子ノ供与	備考
ユタ	椅子	商業
ヴァージニア	椅子 3人=1個	工業・商業
ワシントン	" 1人=1個	"
ウィオミング	" 1人=1個	"
ワイスコンシン	"	"
フィリッピン	"	"
英 国	" 3人=1個 (作業ニ差支ヘナキ限り充分ニ使用セシメルコト)	作業場
	"	工場
オーストリア	" 使用人員ト同数 (作業ニ差支ヘナキ限り使用セシメル)	作業場及附属作業所
カナダ		
アルベルタ	" 1人=1個 (")	作業場
ブリティッシュコロンビア	"	"
マニトバ	"	"
ニューブランズウィック	"	"
ノーバスコシア	"	"
オンタリオ	"	"
ケベック	"	使用人10人以上ノ作業場
フランス	"	作業場及び附属施設
西ドイツ	"	定ニヨツテ動カス機械作業
スペイン	" 使用人員ト同様	作業場 事務所 工場
日 本	椅子	作業場 (持統的立業ニ従事シキ坐シ得ルコトガ条件)

註 1. 1939年「国際労働事務局調査」に拠る。
2. 日本の規定を追加した。

2 諸外国における母性保護規定

(一)

ト

イ

ツ

イ、西ドイツ母性保護法

一九五二年一月二四日

第一章 総 則

第一条 (適用範囲) この法律は左に掲げる者に適用する。

一 労働関係にある婦人

二 婦人家内労働者及びこれと同様とみなされる者但し部分的にその者が共同労働する場合に限る

第二条 (概念規定) (1) この法律にいわゆる家事補助婦とは、世帯内において、家事経済的労働に従事し、且つ使用者の家庭共同体の一員となつてゐる者をいう。

(2) この法律にいわゆる通い女中とは、家庭共同体の一員となることなく継続的に同一使用者により世帯内で家事経済的労働に自らの労働力を完全に使用するという方式で従業する者をいう。

第二章 就 業 禁 止

第三条 (妊婦の就業禁止) (1) 妊婦はこれ就業させてはならない。但し医師の証明により就業を継続することが母子の生命又は健康を害する虞れある場合に限る。

(2) 左に掲げる就業はこれを禁止する。但し本人が労働給付を行うよう進んで明示の意思表示を行なつた場合はこ

の限りではない。この意思表示はいつでもこれを撤回することができる。

一 家事補助婦及び通い女中にあつては出産直前四週間以内の就業

二 その他の妊婦にあつては出産直前六週間以内の就業

第四条 (同前、妊婦の就業禁止) (1) 妊婦は肉体重労働又は有害物質、有害放射線、塵埃、ガス、蒸気、高温、寒冷、湿気若しくは振動の有害な作用にさらされる労働にこれを就かせてはならない。

(2) 妊婦は特に左に掲げる労働にこれを就かせてはならない。

一 通常重量五キログラムを超える荷物若しくは臨時に重量一〇キログラムを超える荷物を機械的補助器具を用いることなく、手で持上げ、又は通常重量八キログラムを超える荷物若しくは臨時に重量一五キログラムを超える荷物を機械的補助器具を用いることなく、手で動かす、若しくは運搬する労働。右に掲げたより以上の重い荷物を機械的器具を用い、手で持上げ、動かし、若しくは運搬すべきときは、妊婦の肉体的負担は前段に定める作業におけるよりも、より大であつてはならない

二 妊婦が作業中小休止を行うための腰かけ設備を利用することのできない場合に、恒常的に立作業を要する労働。かような労働に就かせることは、妊婦五ヵ月経過後は、一日について四時間を超えてはならない

三 妊婦がしばしば著しく四肢をのばし、若しくは身を曲げ、又は絶えずうすくまり、若しくは身をかめたままの姿勢でいなければならない労働

四 高度の足の負担をともなう一切の器具及び機械を使用する労働。特にもつぱら足で運搬するもの

五 木材の剥皮作業

六 妊婦は業務上疾病に対し災害保険を拡張することに關する条項にいわゆる職業病にかかる虞のある労働

七 妊婦満三カ月経過後は、輸送機関における労働

八 あらゆる種類の請負割増賃金及び流れ作業の労働。但し平均労働給付が妊婦の能力を超える場合に限り

(3) 妊婦若しくは哺育中の母又はその子の健康の脅威を避けるため、連邦労働大臣は、関係大臣と協議して、法規命令によつて、左に掲げる事項を規定し、禁止し、義務を課することができる。

一 第一項及び第二項の就業禁止にどのような労働が該当するかを定めること

二 出産前及び出産後の婦人のため継続して更に就業禁止を発すること

三 妊婦のための休養室を設置し、又は妊婦及び哺育中の母の保護を行うためのその他の措置を、使用者に義務づけること

(4) 営業監督署は第一項若しくは第二項の就業禁止の下に、又は労働大臣によつて第三項第一号若しくは第二号によつて発せられた命令によつて、特定の労働がこれに該当するかどうか、個々の場合ごとに決定を行うことができる。監督署は個々の場合において妊婦の保護のためのその他の措置を指令し、特定の他の労働を伴う就業を禁止することができる。

第五条（通知義務、医師の証明） (1) 妊婦はその予兆を覚知したときは直ちに、妊婦の妊娠の事実及び出産の想定日を使用者に通知しなければならない。又使用者の請求にもとづき、医師又は助産婦の証明書を提出しなければならない。使用者は妊婦の通知によつて営業監督署に遅滞なく報告を行わなければならない。

(2) 第三項第二項に掲げられた産前の期間の算定については、医師又は助産婦の証明を基準とする。証明書には出産の想定日を示さなければならない。医師又は助産婦が出産の日時を誤診したときは、誤診の程度に応じて、この期間を短縮し、又は延長する。

(3) 第一項及び第二項による証明書に要する費用は、使用者がこれを負担する。

第六条（出産後の就業禁止） (1) 産婦は、出産後六週間を経過するまで、これを就業させてはならない。哺育中の母に対してはこの期限を八週間に、早産後哺育中の母に対してはこれを二週間に延長する。この期間を超える就業はその婦人が医師の証明によつて稼働能力がないとされる限り、これを許さない。

(2) 出産後の最初の月において医師の証明によつて完全な作業能力を超えた労働に關与させてはならない。

(3) 哺育中の母は第四条第二項第二段、第五号及び第六号に掲げられた労働に従事させてはならない。第四条第四項の条項はこれを準用する。

第七条（哺育時間） (1) 哺育中の母には、その請求に基ずき、哺育に必要な時間を与えなければならない。哺育時間は、連続四時間半を超える労働時間については、四五分に満たなければならない。連続八時間以上の労働時間については、その請求に基いて最低四五分の哺育時間を二回与え、又は作業場附近に哺乳室がない場合には、最低九〇分の哺育時間を一回与えなければならない。労働時間は二時間以上の休憩によつて中断されない限り、これを連続するものとみなす。

(2) 哺育時間を与えることの故をもつて、報酬を減額してはならない。哺育時間の代償として事前又は事後において哺育中の母に労働を行わせてはならないし、しかも哺育時間は、労働時間令その他の条項で定める休憩時間にこれを算入してはならない。

(3) 営業監督署は、個々の場合においては、哺育時間の回数、位置及び期間に関する細目を定め、哺乳室の設置を命ずることができる。

(4) 注文者又は仲介人は、家内労働に従事する者及びこれと同格とみなされる者に対して、哺育時間に関し平均時

間収入の一〇〇分の七五の対価但し、少くとも各仕事日当り〇、四〇ドイツマルク以上を支払わなくてはならない。その婦人が二人以上の注文者又は仲介人のため働いているときは、それらの者は哺育時間についての対価を均分して支給しなければならない。対価については一九五一年三月一四日の家内労働法第二三条ないし第二五条の対価保護に関する条項が適用される。

第八條（時間外・夜間・及び休日労働）

(1) 妊婦及び哺育中の母は、これを時間外労働に就かせ、二〇時から六時までの間において、及び日曜・祭日に就業させてはならない。日曜・祭日労働の禁止は、世帯内で家事継続上の労働に従事している妊婦及び哺育中の母に対しては、これを適用しない。

(2) 第一項にいわゆる時間外労働とは左に掲げるものをいう。

一 世帯内の家事経済労働及び農業経済労働に従事している者にあつては、毎日九時間半を超え、且つ二週間に一〇八時間を超える労働

二 一八才未満の女子にあつては、毎日八時間を超え、且つ二週間に九〇時間を超える労働

三 その他の女子にあつては、毎日八時間半を超え、且つ二週間に九六時間を超える労働

(3) 第一項の夜間労働禁止の規定にかかわらず、妊娠後最初の四ヵ月間の妊娠及び哺育中の母は、左に掲げる労働に従事してもさしつかえないものとする。

一 旅館及び飲食店ならびにそれ以外の宿泊施設においては、二二時まで

二 農業においては、家畜の搾乳につき五時以後

(4) 交通業、旅館、飲食店その他の宿泊施設、療養施設、浴場、音楽演奏、演劇上演その他の興業、演芸又は娯楽

においては、第一項の規定にかかわらず、妊婦及び哺育中の母を、日曜・祭日に就業させることができる。但し毎週一回、夜間休息に引続き、二四時間以上の連続的休息時間が与えられる場合に限る。

(5) 妊婦又は哺育中の母である家内労働従業者及びこれと同格とみなされる者に対しては、その家内労働が仕事日ごとに、妊婦によつてはおそらく八時間労働、哺育中の母によつては、おそらく七時間労働で遂行されうると予測される範囲においてのみ、且つそのような完成期限を附してのみ、発注をすることが許される。営業監督署は個々の場合において労働量に関し、更に詳細な規定を設けることができる。家内労働委員会の存立する場合にはあらかじめこの規定に関し意見を徴しなければならない。

(6) 営業監督署は相当の理由あるときは、個々の場合につき、前に掲げた各条項の例外を許すことができる。

第三章 解 雇 告 知

第九條（解雇告知）(1) 妊娠期間及び出産後四ヵ月を経過するまでの婦人に対しては、使用者が解雇告知を行う時期にさいし、妊娠若くは出産の事実を知つており、又は解雇告知の到達後一週間以内に第五条第一項の通知を受けた場合においては、解雇告知を行うことは許されない。第一段の条項は妊娠の第五月を経過した後においては家事補助婦及び通い女中に対してはこれを適用しない。なお家内労働に従事する者と同格にみなされる婦人に対しては、その者が解雇告知に関する一九五一年三月一四日家内労働法第九章の適用範囲に該当する場合においてのみ、これが適用を行うものとする。

(2) 労働保護に関して管轄権ある州最高行政官庁又はその定めた機関は、特別の場合においては例外的に解雇告知を許すべき旨意思表示を行い、且つ同時に、妊婦又は産婦が第一三条による給付を支給さるべき旨を定めること

ができる。取扱いの統一をもたらしするために、連邦労働大臣は、「特別の場合」が存する時点に関する規程を、法規命令によつて發布することができる。

(3) 家内労働従業者及びこれと同格にみなされる者は、妊娠の期間中及び出産後四週間を経過するに至るまでの期間中は、その者の意志に反して家内労働の發注にさいし排除を受けない。この場合第三条、第四条、第六条及び第八条第五項の各条項は、その効力に影響ないものとする。

第四章 給 付

第二〇条 (就業禁止にさいしての労働対価)

(1) 妊婦に対しては、その者が第一条による出産手当金を受け得ない限り、少くとも最近一三週間の平均報酬を又は若し労働対価が月額をもつて算定基準とする場合には、最近三カ月間の平均報酬を、使用者によつて継続支給されなければならない。但し左の場合に限る。

一 第三条第一項若しくは第六条第二項の就業禁止によつてひきおこされた就業の転換による場合又はその同じ禁止によつてひきおこされた労働時間の短縮による場合

二 第四条若しくは第六条第三項の就業禁止によつてひきおこされた全部若しくは一部の労働の中絶又は就業若しくは賃金支払方法の転換による場合

(2) 第一項の条項は、世帯内において家事経済的労働に従事しているが、しかも家事補助婦でも通い女中でもない婦人に対してはなんらの適用も行わない。

(3) 連邦労働大臣は、第一項にいわゆる平均労働報酬の算定に関する規程を、法規命令によつて發布することができる。

きる。

第二一条 (家事補助婦に対する特別扶助)

(1) 家事補助婦及び通い女中は、妊娠の第五月経過後の後、使用者側からの解雇告知によつて、その者の労働関係が解消せられる場合(第九条第一項第二段前半)は、第三条の給付を支給される。

(2) 前項の外、これらの者は、労働関係の解消の時点から第一条による給付の開始に至るまで、最近一三週間の平均報酬の額において、又は若し労働対価が月額を基準としているときは、最近三カ月の平均報酬の額において但し少くとも各暦日ごとに三ドイツマルクを下らない、追加として支払われる特別扶助を受領する。第一条第一項第二段及び第三項はこの場合に準用される。特別扶助に対しては、労働関係からの離脱の都度受領した一時金又は補償金ならびに労働対価は、その全額を算入するものとする。失業保険金及び失業救済扶助金に対する請求権は、特別扶助及び第一条による出産手当金の給せられる期間中は存続する。特別扶助の支給は、その婦人が労働関係解消の時点において被保険者であつた、その同じ疾病金庫がその義務を負う。第一条第八項第三段はこの場合にこれを準用する。

第二二条 (保護期間中の労働対価) (1) 法律で定められた疾病保険の強制被保険者ではない婦人に対しては、第三条第二項及び第六条第一項第一段及び第二段中の保護期間中、通常の労働対価が、使用者によつて継続支給されなければならない。但しその者に対し法律で定められた強制疾病保険に基く家族扶助として与えられる出産手当金は、算入されることを要する。

(2) 第一項の条項は、世帯内において家事労働に従事するが家事補助婦又は通い女中ではない婦人及びドイツ国会保険法第一六八条にいわゆる暫定的又は微細な勤務給付の故をもつて、被保険義務を免除されている婦人に対

しては、適用を行わない。

第二三条（出産手当金及び哺育手当） (1) 法律で定められた疾病保険強制被保険者である婦人は、第三条第二項に掲げられた出産に先立つて就業期間中、及び出産後最初の六週間の期間中、最近一三週間の平均報酬額に達するまで、又は若し労働対価が月額をもつて基準とするときは、最近三カ月の平均報酬額に達するまで但し各暦日につき少くも三ドイツマルクを下らない、毎週追加分として支払われる出産手当金を受領する。法律で定められた控除によつて、それだけ減額された労働対価の部分も、これを報酬とみなす。哺育中の母は出産後については八週間、早産後については一二週間、出産手当金を受ける。

(2) 第一項による出産手当金は、その婦人が自己の就業を実施することなく、労働対価の全部又は一部の継続支払を受ける請求権を賦与されているが、使用者がその対価を期限到来にさいしても支払わない場合においても又、支給される。使用者に対する請求権は、出産手当金の額に応じて疾病金庫がこれを代位する。

(3) 妊婦が分娩に先立ち、出産手当金の払渡しを申請するときは、第五条第二項の規律は後に掲げる第四項の条項を留保して出産手当金が、少くとも第三条第二項に掲げられた時期について出産に先立つて支給されると読み換えて、これを適用する。

(4) 出産手当に対する請求権は、左に掲げる時に失われる。

一 婦人が労働対価を得て従業している時

二 婦人がその就業を実施することなくして、正規の労働対価を継続支給される時、労働対価がその一部だけ支給されるにすぎないときは出産手当金はこれに応じて減額される。

(5) 第一項に掲げられた婦人は、哺育中各暦日について〇・七五ドイツマルクの、毎週追加分として支払われるべき

哺育手当金を出産後第二六週間が経過するにいたるまで受領する。

(6) 第一項に掲げられた婦人は、法律で定められた疾病保険の、その他の出産援助給付をも又併せ受けるものとす

る。

(7) 前各条項による諸給付は、法律で定められた疾病保険の強制被保険者であつたが、妊娠により労働対価を受けることなく休暇を与えられ、且つその故をもつて労働関係を維持しながら保険関係を離脱した婦人に対しても又、これを支給する。

(8) 前各条項による給付は、その婦人が被保険者となつてゐる、又は第七項の場合においては、最後に被保険者であつた、その疾病金庫が、これを支給しなければならない。第九条第二項第一段及び第一一条第一項の場合にあつては、その婦人が労働関係解消の時点において被保険者であつた、その疾病金庫を所管とする。その婦人が給付を受ける間に、金庫の所属を変更したときは、最初に義務を負つていた金庫が、給付を引続き実施することに關して、依然として所属の権限をもつものとする。

(9) 第一項及び第五項による給付に対しては、法律で定められた疾病保険の規定によつて支払われるべき出産手当金及び哺育手当は、これを算入する。

第一四条（費用補償） 法律で定められた疾病保険の管掌者が、第一条第二項によつて負担した費用は、連邦がこれを負担する。管掌者が第一三条による給付を行うことにより生じた費用は、その費用がドイツ国社会保険法によつて支給されるべき給付の額を超える限りは、前段を準用する。連邦労働大臣は、連邦大蔵大臣と協議の上且つ疾病保険金庫最高上位団体の意見を聴いた後、この条項の施行に必要な、特に償還の仕様と方法を規律し、且つ償還期限を確定すべき、法規命令を發布すべき権限を賦与される。

第十五条（請求権の競合） 労働関係から離脱した婦人に、第一三条による給付請求権が、第九條第二項第一段又は第一条第一項の根拠に基いて付与されているときは、より高次の給付だけを支給される。

第十六条（共通規定） (1) 第一条第二項による特別扶助及び第一三条による給付は所得税を免除される。

(2) 第一条第二項による特別扶助及び第一三条による給付の確定にさいしての手続に関しては、疾病保険給付確定に関するドイツ国社会保険法第七編の各条項を準用する。

(3) 連邦労働大臣は、法規命令により、第一条第二項による特別扶助及び第一三条による出産手当金、哺育手当金の算定及び払渡しに関する規程を發布することができる。

第五章 法律の施行

第十七条（法律の備付） (1) 常時三人以上の女子を従業せしめる経営体及び公共企業体においては、この法律の写を、閲覧に適した場所に備付け又は掲示をしなければならない。

(2) 家内労働の請渡しを行う者は、その請渡しをする部屋においてこの法律の写を閲覧に適した場所に備付け、又は掲示しなければならない。

第十八条（訴願） (1) 本法により、又は本法に基いて発せられた法規によつて生じた営業監督署の処分に対しては、労働保護に関し管轄権ある最高州官庁において、訴願を提起することが許される。それによつて第八條第六項による例外措置が許されない処分についてはこの限りではない。

(2) 訴願は、行政処分の執行を停止する効力を有しない。

第十九条（監督、報知） (1) 本法の各条項及び本法に基いて発せられる諸規程の実施を監督することは、営業監督署の責務とする。

(2) 本法及び本法の根拠に基いて発せられた諸規程によつて、営業監督署に付与された権限は、採鉱業にあつては、鉱山監督官庁がこれを行使する。

(3) 営業監督官庁の権限及び責務に関しては、営業法第一三九條の条項を準用する。地域警察機關は、営業監督官庁に対して、本法及び本法の根拠に基いて発布される諸規定を実施するに当つて、官庁共助を行わなければならない。

(4) 使用者、その授任者（第二條第一項）及び従業者は監督官庁に対し、その要求に基き、必要な陳述を、真実に従い且つ先壁に行わなければならない。使用者及びその授任者は、監督官庁に対し、その要求に基き、妊婦及び哺育中の母の従業の態様及び期間、ならびにその資金支払に関する基礎資料、及び第一項によつて行わなければならない陳述に対して関係ある、すべてのその他の基礎資料を提示すべき義務、又は閲覧に供するよう送達すべき義務を有する。

第六章 違反行為

第二〇条（可罰行為） (1) 故意にこの法律の条項―第五條第一項、第一七條及び第一九條第四項の各条項を除く―又は本法の根拠にもとずき発せられた行政命令若しくは第四條第四項第二段又は第七條第三項後段の根拠に基いて発せられた書面による行政処分（その書面にこの法律の適用条項を明文をもつて指示している場合に限る）に違反する行為をなした者は、三ヵ月以内の輕懲役又は一、〇〇〇ドイツマルク以下の罰金刑をもつて、処罰される。特にその罰状の重いときは、刑罰は輕懲役及び罰金刑を併せ課し、又はこれらの刑罰の一方をもつて、と

れを処断する。

(2) 違反行為が過失によつて行われたときは、刑罰は一五〇ドイツマルク以下の罰金刑又は禁錮刑とする。

(3) 違反行為は営業監督署の告発に基いてのみ、これを訴追する。告発はこれを撤回することができる。

第二十一条（秩序違反） 故意又は過失によつて、第五条第一項第三段、第十七条、第十九条第四項に違反した者は、営業監督署によつて二〇〇ドイツマルク以下の過料を課せられる。

第二十二条（授任者） (1) 使用者は、本法律により、又はこの法律の根拠に基き、自己の責任とされている義務の履行に關し、これを他の人格に対し授権することができる。この者が、第二〇条及び第二十一条に掲げられた各条項に違反したときは、その者が刑罰に処せられ、又は過料を課せられる。

(2) 授任者によつて違反行為が行われたときは、使用者に対し、監督義務の懈怠の故をもつて、五〇〇ドイツマルク以下の過料を営業監督署が確定することができる。但し使用者が、又は若し使用者が法人若しくは商社会社であるときは、その法定代理人が、違反行為を予防するため、社会通念上必要と認められる注意を用いなかつた場合に限る。

第二十三条（過料） 過料（第二十一条及び第二十二条第二項）に対しては、一九四九年七月二日の經濟違反処罰法（一九五一年三月三〇日連邦法律官報第一部七八頁による改訂法）第二十八条ないし第三〇条、第三二条、第五十五条第一項第五七条、第六六条ないし第九八条及び第一〇一条を適用する。

第七章 終 結 規 定

第二十四条（家内労働従事者） 家内労働従事者及びこれと同等とみなされる者に対しては、第三条、第四条及び第六

の各条項は、「就業禁止」の代りに「家内労働の請渡しの禁止」、及び第五条、第九条第一項及び第二項、第三三条第二項、第十九条第四項及び第二二条の各条項は、「使用者」の代りに「注文者又は仲介人」と、それぞれ読み換えてこれを適用する。

第二十五条（ベルリン州における適用） 本法律及び本法律に基き発せられた、及び将来発せらるべき法律命令は、ベルリン州においても、これを適用する。但し州憲法第八七条第二項によつて本法律の適用を定めた場合に限る。

第二十六条（効力発生、経過規定） (1) 本法律は公布の時より一週間後に効力を生ずる。（一九五二年一月二四日公布）

(2) 本法律の効力発生と同時に、一九四二年五月一七日營利活動に従事する母性の保護を行ふための法律（母性保護法）及び同法に基いて発せられた諸法規は、一九四三年一〇月二日女子、重傷痾者及び生業能力耗弱者に対する労働時間の短縮に關する国労働大臣命令（休暇令）を除いて、その効力を失う。

(3) 一九四五年五月八日の始期から、本法律効力発生にいたるまでに発生した出産援助理由に關しては、第二項に掲げた法律の第七条の根拠に基く請求権を提起することはできない。但しかような請求権がこの法律の効力発生にさいし、既に既判力あるものとして確定せられ、又は充足せられているときは、その効力に影響なきものとす

ロ、東ドイツ労働法典

一九五〇年四月一九日

第二七条 労働保健省は、生産部門に対する女子の採用に関する施行規則を閣僚会議に提案するものとする。右規則には、女子の経営における労働を可能、且つ容易ならしめる幼稚園その他の社会的施設の創設に関する義務を規定しなければならない。

第四五条 (1) 一六才未満の少年、妊婦及び哺育中の母に夜間労働をさせてはならない。

(2) 一六才未満の少年、妊婦及び哺育中の母の鉱業における坑内労働は、これを禁ずる。

第四六条 妊婦の健康保護のために、出産補償の期間は、これを産前五週間及び産後六週間と定める。

第四七条 労働保健省は、一九五〇年七月三十一日までに、勤労女子及び少年の労働保護に関する規則を発する。

女子及び児童保護に関する法律

一九五〇年九月二七日

第五条 託児所の設置には、特に地方の女子労働者の要求を考慮しなければならない。

第一〇条 (1) 一九五〇年四月一九日の労働法により、女子労働者には出産前五週間及び産後六週間の出産休暇を与えなければならない。異常出産または多胎産の場合は、出産後の休暇は八週間まで延長する。

(2) 事業所及び施設の管理者は、関係女子の要求あるときは、出産休暇の直後に年次休暇を与える義務を負う。

(3) 出産手当は、平均月額収入の割合をもつて社会保険によりこれを支払わなければならない。右の全額は休暇直前三か月間の平均収入を基礎として計算しなければならない。

(4) 被保険者たる母は、社会保険から、子供一人の出生について、五十ドイツマルクの産衣一時金を受ける。

(5) 工業省及び商業供給省は産衣類ならびに子供の養育及び母の健康に必要な物品を適当に生産し、これを小売業者に供給する責任を負わなければならない。

第二二条 国家経済計画は、一九五一年より、託児所、洗濯所、裁縫所及び家畜飼育所の如き社会施設を設置して、女子農業労働者及び自己の農場を経営する女子を救済する条項を含まなければならない。

第二三条 国有事業所、これと同じ地位にある事業所、機械貸付所及び国有地の管理者ならびに私有事業所所有者は

(1) 略

(2) 女子の重労働及び有害労働禁止に関する法律の条項が遵守されるように監視しなければならない。

(3) 女子を時間外勤務及び夜業に就かせるときは、幼児を持つ女子の母としての義務をできる限り考慮しなければならない。

(4) 略

第二四条 託児所利用時間は、母の労働時間に応じてこれを定めなければならない。

(二)

フ

ラ

ン

ス

労働法典

第一卷 労働に関する契約

一九一〇年二月二十八日の法律一

第三節 妊産婦に対する特例

第二九条 (一九五五年二月二日の命令) 分娩予定日の前六週間に始まり、分娩後八週間に終る期間中の婦人の労働停止は、使用者として雇用契約破棄の原因とすることはできない。右に反する場合は、婦人のため損害賠償の責任を生ぜしめるものとする。

婦人はその欠勤の理由を使用者に通告しなければならない。婦人の欠勤の場合に妊娠又は分娩にもとづく疾病の結果であることが医師の診断書により証明され、その労働を続けることが不可能である場合は、産後八週間の期間を超えて延長されるものとする。但しその延長期間は三週間を超えざるものとする。使用者は産後一週間の期間を超えない欠勤を理由として婦人を解雇することができない。右に反する場合は婦人のための損害賠償の責任を生ずるものとする。

右に反するすべての契約は当然無効とする。司法的援助は第一審裁判に対して当然婦人に与えられる。

第二九条 a (一九一三年六月一七日の法律) 明らかな妊婦状態にある婦人は、予告期間なくして、且つ破棄の損害を支払う事実を要せずして、労働をやめることができる。

第二卷 労働の規則

一九一二年一月三〇日公布一

第一編 労働条件

第四章の乙 妊産婦及び授乳中の女子の休暇

(一九一三年六月一七日法及び一九一七年八月五日法)

第五四条 a (一九四五年一月二日命令) 工業又は商業の事業所及びこれに附属する施設物においては、その業務の如何、公有私有の別、宗教性の有無にかかわらず、又職業教育の性格を有し、または慈善的性格を有するものであるかを問わず、女子労働者を、産前産後を通じ八週間の期間中、労働させることができない。右の事業所にあつては分娩後六週間以内の産婦を労働させてはならない。

第五四条 b (一九一七年八月五日法) 前条の事業所において、出産の日から一ヶ年間、授乳中の女子は労働時間中一日につき一時間を、授乳のために使用することができる。

右の時間は、第一四条に定める休憩とは別個のものとする。右の時間は、三〇分づつ二回に分割し第一回は午前労働時間中に、他の一回は午後とし、母親がこの時刻を指示して、母と使用者との合意により定める。意見が合致しないときは、右の時間は、午前、午後の労働時間の各中間に置かれるものとする。

第五四条 c (一九一七年八月五日法) 母は、事業所内で常時、自己の子に授乳することができる。母が自己の子に授乳することの許可される場所に関して満たすべき条件は、事業所の重要性並びにその業務の性質に従い第五四条

ノ五に掲げる行政規則により定める。

使用者が、女子労働者及び女子被用者に対し、就労の場所の内部又はその附近において、後に規定する行政規則により定められた条件を満たす授乳室を使用に供する事業所にあつては、前記の三〇分間の授乳時間を二〇分に減ずる。

第五四条d(一九一七年八月五日法) 一五歳以上の女子を百人以上使用する事業所長は、その事業所の内部又は附近における授乳室設置の督促をうけることがある。右の授乳室は、当該市町村における一五歳以上の女子の全数と、事業所に勤務する一五歳以上の女子との割合に応じて算定し、且つ一歳に満たない幼児を収容することができるものでなければならない。

本巻第六九条及び第七〇条は、前項に定める督促規定に適用する。右の督促命令に対する異議の申立は産業衛生委員会に提起する以前に幼児保護高等委員会に提起しなければならない。

第五四条e(一九一七年八月五日法) 幼児保護高等委員会及び産業衛生委員会の意見を聴取した後に発せられる行政規則は本章の規定の実施を確保するための措置、特に、全母乳哺育又は一部母乳哺育の幼児のための授乳室の設備、衛生、監督の条件を定める。

第四章の丙 年 次 休 暇

第五四条g(一九四六年四月一八日法) 休暇期間の決定に際しては、四週間又は二四日の労働日数に等しい期間を実働一ヶ月とみなす。有給休暇の期間、並びに労働法典第一卷第二九条に規定する妊産婦の休暇期間及び業務上の災害又は疾病のために労働契約の履行が中断された期間であつて継続一ヶ年を限度とする期間は、有効労働期間と

みなす。

(一九四八年八月八日法) すべての女子勤労者は、自己の世帯内に生活し扶養の義務を有する一五歳に満たない児童一名につき二日の追加休暇を享受する、右の追加休暇の日数は、法定休暇が六日を超えない場合は、一日に縮減せられる。

第五四条g(一九四四年七月二〇日法) 第五四条g第一項に定める休暇に対する補償は、休暇権の適用上考慮される期間中に労働者が受領する報償金額の二四分の一に等しい金額とする。妊産婦の休暇期間は、事業所の労働時間表に従つて作業を為したものに對し給料の支払があつたものとみなされる。

第二編 労働者の安全及び衛生

第二章 年少者及び女子の労働に対する特別規定

第七二条 (一九二六年二月三一日法第一条) 第三〇条及び第六五条に明示するすべての事業場に対し、危険の原因をなし、体力を超え、又は道徳上危険なものであつて、一八才に満たない年少者および女子に対して禁止せられる各種の労働は行政規則により指定する。

第七三条 一八才に満たない労働者又は徒弟たる年少者並びに女子を、第一条に掲げる種目に含まれる不健康にして危険な施設にして労働者が健康に有害な操作および発散物に曝らされる業務に、雇用してはならない。但し労働者の種別の各々につき行政規則の定める特別条件の下においては、此の限りでない。

第七六条 各種の商品及び品物が婦人により製作せられ若しくは公衆に提供せられる店舗、小売店及び其他の附属施

設には各壁ごとに、そこに就業する女子従業員の数だけの椅子を設備しなければならない。

第四編 罰

則

第一章 総 則

則

第一六三條 年少者及び女子の労働に関する規定の違反が行われたときは、軽罪裁判所は再犯の場合に限り事情に応じて、判決の揭示を命ずることができる。

裁判所は右の場合において、違反者の負担により尿の一または数個の新聞紙に判決の掲載を命ずることができる。

第一六四條 a 一八九一三年六月一七日法（産後の女子の労働に関する諸規定の違反については、前諸条の規定の罰則は、事業所長又はその管理人が故意になしたときでなければ適用しない。

(三)

イ ギ リ ス

地方庁に依り管理せらるべき一九〇一年の工場法の規定

第二部 ロンドン及スコットランドに限り適用する規定

第六一条 (産後の婦人の使用禁止)

工場主にして出産後四週間を経過せざる婦人又は少女を情を知りて使用するときには被使用者各一人に付三磅を超えざる罰金に処せらるべく且同一の違反に対する最後の有罪判決後二カ年以内に再犯又は爾後の違反を犯したるときは各違反に付一磅を下らざる罰金に処せらるべきものとす

一九三六年公衆衛生法

第二〇五条 (産後四週間以内に工場又は仕事場に使用することを得ざる婦人)

工場の工場主又は仕事場の事業主は情を知りて産後四週間を経過せざる婦人に対し使用せらるることを許容したるときは五磅以下の罰金に処せらるるか又は二年以内に同一の違反を以て既に有罪判決を受けたときは一〇磅以下の罰金に処せらるべきものとす

一九三七年工場法

第五八条 (鉛製造に関連する作業に於ける婦人及び年少者の使用禁止)

左記作業を行う工場に於ては婦人又は年少者を使用することを得ず

- (a) 亜鉛若は鉛鉱石よりの還元又は処理を行う火炉に於ける作業
- (b) 鉛を含有する灰の取扱、処理若は還元、鉛よりの脱銀又は鉛屑若は亜鉛屑の熔解
- (c) 鉛を「一〇パーセント」を超えて含有する「ハンダ」若は合金の製造
- (d) 鉛の酸化物、炭酸塩、硫酸塩、クロム酸塩、醋酸塩、硝酸塩若は珪酸塩の製造
- (e) 蓄電池の製造若は修理に関する混合又は調合
- (f) 前記作業の行はるる作業室の掃除

第五九条 (鉛化合物の使用を伴う作業に於ける婦人及年少者の使用に関する規定)

- (1) 婦人及年少者は鉛化合物の使用を伴う作業を行う工場に於ては右作業が鉛化合物より粉塵又は蒸気を発散するが如きものなるとき又は工場の被備者に対し業務中に鉛化合物を発散せしむる虞あるときは之を使用することを得ず、但し使用せらるる一切の婦人及び年少者に関し左記の規定が遵守せらるる場合は此の限に在らず
- (a) 鉛化合物より粉塵又は蒸気を発生する作業を行う場合に於ては粉塵又は蒸気に作用する機工夫せる有効なる排出方法に依り被備者をして粉塵又は蒸気を吸引せしめざるが如き装置を設くべし
- (b) 被備者は規定の期間に規定の医的検査を受くべく且被備者の健康に関し規定の記録を備え置くべし
- (c) 作業の行わるる室に食料品、飲料品、若は煙草を持込み又は之を消費することを得ず且又何人も食事時間中右の室に居残ることを得ず
- (d) 工場主をして清潔なる適當の保護被服を支給せしめ且被備者をして之を着用せしむべし
- (e) 被備者に使用せしむる為規定の如き適當なる携帯品預所食堂及洗濯所を設備すべし

- (f) 被傭者が作業する室並に其の使用する一切の工具及器械は常に清潔にし置くべし
- (2) 婦人及年少者にして医的検査の結果鉛化合物の使用を伴う作業に引続き使用するは健康に特に危険を伴うとの理由に依り斯る作業に従事することを停止せられたるものを斯る作業に使用することは違法とす
- (3) 化合物又は混合物が本条の意義の鉛化合物なりや否やの決定方法は規定せらるる所に依るべし
- (4) 本条に於て「規定」とは内務大臣に依り制定せらるる規則に依る規定を謂い且「鉛化合物」とは内務大臣の規則を以て本条の適用上鉛化合物なりとして告示したる鉛の溶解化合物を謂い且斯る化合物を含む混合物を包含す但し鉛を含む合金は之を包含せず

工場以外の場所に於て行わるる鉛作業

第一〇九条 (鉛製造に関連せる作業又は鉛化合物の使用を伴う作業に付ての工場以外の場所に於ける婦人及び年少者の使用)

本法の左記規定即ち

- (a) 鉛製造に関連せる或る作業及び鉛化合物使用を伴う作業に於ける婦人及び年少者の使用に関する規定
 - (b) 工場に於て発生する鉛中毒に關し監督長官若は地方監督官に届出を為すことを要求せる規定
 - (c) 監督官の権限及職務並に犯罪、刑罰及法律上の訴訟手続に関する規定
- は工場以外の場所に於て行わるる前記の作業に於ける使用に之を適用す、尤も其の場所が工場にして且雇主は工場主なりと看做さるべく且年少者とは一八才に達せざる一切の者を包含するものと看做さるべきものとす

一九四八年工場法

一 腰掛の為の設備

第六条 腰掛の規定

- (1) 本条の次の規定は、本法第四四条(立作業を行う一切の女子勞務者に休憩中与えらるべき腰掛の設備を要求する)に含まれる諸規定に代えらるるものとする。
- (2) 一切の使用者は、就業中に、作業に対する損失をかけずに、腰をかけるための合理的な機会を有する處においては、その機会を被用者が利用しうるよう充分なる腰掛の為の適合せる設備をその利用のために設け維持しなければならぬ。
- (3) 一切の作業の相当的部分が、本来立作業で行われる處において、
 - (a) 被用者が足掛合なしには、作業できないときに、楽に容易に足を支える足掛台のついている、被用者および作業に適合せる意匠、構造、寸法の腰掛を作業をなす被用者のために備えつけねばならない。
 - (b) 且つ、当該設備は腰掛が備付けられる目的に使用される一方、適切且つ適当に維持されねばならない。
- (4) 前項の目的により、調節される腰掛の寸法は、その寸法が一定期間調節されたとき定められねばならない。

(四)

ア

メ

リ

カ

カリフォルニア州法

労働法典

第二章 業務上の特権及び制限

第一節 女子被用者

(重量物移動の際の補助具)

第二二五〇条 女子被用者に移動させる重量五十ポンド以上の重量物には、その移動を容易ならしめるように取付けたる滑車、投げ縄又は装置を備えなければならない。

(揚重量の限度)

第二二五一条 いかなる女子被用者に対しても、重量五十ポンド以上の重量物を挙揚することを要求し、又はかかる挙揚を容認してはならない。

(階上又は階下に運ぶ重量の限度)

第二二五二条 いかなる女子被用者に対しても、重量十ポンド以上の重量物を、基底から五フィートを超える高さに達する階段又は一連の階段を昇つて若しくは降りて運搬することを要求し、又はかかる運搬を容認してはならない。
(使用者の設備する椅子)

第二二五三条 女子を雇用するいかなる事業の使用者も女子被用者が実際に仕事に従事しているときはその使用を許さなければならない。

(罰則)

第二二五四条 女子を雇用する者又はその代理人若しくは職員であつて、第二二五三条を除く本節の規定に違反した者、又はそれに違反して女子を雇用し若しくはそれに違反する女子の労働を認容した者は、軽罪として、五〇〇ドル以下の罰金若しくは六〇日以下の禁錮に処し、又は両者を併科する。

(同前)

第二二五五条 女子を雇用する者又はその代理人若しくは職員であつて、第二二五三条に違反した者、又はこれに違反して女子を雇用し若しくはこれに違反する女子の労働を容認した者は、初犯については二五ドル以上一〇〇ドル以下の罰金に処し、再犯以後は一〇〇ドル以上二五〇ドル以下の罰金若しくは六〇日以下の禁錮に処し、又は両者を併科する。

(施行)

第二二五六条 本節は、産業福祉局がこれを施行する。本節にもとづき徴収されたすべての罰金は、州庫に納入され一般基金に帰属する。

(五)

ソ

連

ロシア社会主義連邦ソヴィエト共和国労働法典

一九二二年十月三十日附ロシア共和国全露中央執行委員会第九回第四期確認

第三章 ロシア共和国人民の義務労働への召集手続

第十三条 次の者は義務労働を免除される。

(イ) 略

(ロ) 妊婦は産前八週間、産婦は産後八週間

(ハ) 乳児を有する女子

(ニ) 略

(ホ) ハ才未滿の子女を有する女子にして、他に哺育者の無い場合

第十一章 休息時間

第一一九条 疾病又は出産の場合に所定手続によつて労働者に与えられた休暇は、第二一四条(定期休暇)及び第二一五条(追加休暇)規定の定期休暇に算入されない。

第十三章 女子及び未成年者の労働

第一二九条 特に困難及び健康上有害な作業並びに地下労働には、女子及び十八年未滿の者の労働を使用することを禁ずる。

特に困難及び有害な作業の一覽表、並びに女子及び未成年者各別の重量物負荷の最高限度は全連邦労働組合中央評議會と協議して労働人民委員部が定める。

第一三一条 妊娠中及び授乳中の者の時間外作業及び夜間作業は許されない。

七時間労働日の移動した企業に於ては、妊娠中の女子は妊娠六ヵ月目から並びに授乳中の女子は授乳の最初の六ヵ月間は夜間作業に就業させることを得ない。(一九二九年五月二十七日改正)

第一三二条 女子は産前五六日間及び産後五六日間作業を免除される。(一)

妊娠中の女子で軽作業への移動を必要とする者は上記の休暇に入る前の妊娠期間中軽作業に移動され、且つ過去六ヶ月間の計算にもとづく従前の賃金が保存される。(一九三七年五月十日改正)

第一三三条 女子は、妊娠の第五ヵ月目以降は、本人の承諾しうしてこれを常時の作業場所以外に派遣することを得ない。

第一三四条 授乳中の母性に対しては、一般的休憩(第一〇〇条)のほか授乳のため追加的な休憩時間を定めなければならない。休憩の正確な時間は内部管理規則によつて定められる。但し授乳のための休憩は三時間半に一回以上、且つその時間は三十分以上とする。前記の休憩時間は労働時間に算入される。

原註及び訳註

(一) 年次の定期休暇のほかに女子労働者及び勤務員に対しては、妊娠及び出産の場合、産前の三五日(暦日)、産後二八日(暦日)の休暇が附与され、この期間に対しては従前の所定額による手当金が国家の負担で支給される。但し上記の休暇の附与並びに妊娠及び出産についての手当金の支払は、当該企業(營造物)において中断なく七カ月以上勤続した者に対して行なわれる。〔一九三八年十二月二十八日附決定第一四条〕

附註一 妊娠中の女子の雇用を妊娠を理由として拒否する場合、又妊娠を理由としてその賃金を引下げる場合、責任者は六カ月以内の矯正労役又は一、〇〇〇ルーブル以内の罰金を課せられ、またこの違反を繰返した場合、二年以内の禁錮に処せられる。〔一九三六年十月五日附ソ連邦中央執行委員会及び人民委員会議決定〕

(六) 中

国

労資関係に関する暫定処理規則

一九四九年一月二二日、中華全國總工会公布

第二三条 女工及び女子職員の出産前後の休息期間及び乳児にたいする授乳時間は、従来規定のあるものは規定に応じて処理し、規定がないか、規定が少なすぎるものは、左のように規定しなければならない。

出産前後の休養は合計四五日

流産の場合妊娠三か月以内のものは休養三〇日とし、その間の賃金はこれを支払う。

乳児の授乳は四時間に一回、一回一五分乃至二五分とする。

中華人民共和国労働保険条例

一九五一年二月二六日、中央人民政府政務院公布

第一六条 出産待遇の規定は左の通りとする。

一 婦人の労働者、職員の出産については、産前、産後に五六日の有給休暇を与える。
二 婦人の労働者、職員の流産、妊娠三か月以内の者には一五日、三か月以上七か月に満たない者には三〇日、それぞれ有給休暇を与える。

三 産期休暇が満ちた者で、（安産、流産を問わず）いぜん工作不能な者は、医師の証明を経たのち、すべて第一

三条の疾病待遇の規定によつて処理する。

四 婦人労働者、職員あるいは男子労働者、職員の配偶者が出産した場合、労働保険基金から出産補助費として、赤色布五尺分の金額をその地方の市価によつて支給する。

第一八条 労働保険を実施する企業内に働く労働者、職員であつて労働組合に参加していない者は業務による負傷、痙攣、死亡による待遇、出産休暇の待遇、病気あるいは業務によらない負傷による治療の待遇などすべて本条例の規定によつて受けるが、その他の各項、たとえば疾病あるいは業務によらない負傷の医療期間の賃金と救済費、業務によらない負傷痙攣による救済費、扶養直系親族の救済費、養老扶助費及び出産補助費などは、規定額の半額だけ受領するものとする。

（追補） 中華人民共和国労働保険条例の改正

一九五三年一月二日、政務院會議通過

出産 休暇

これまでの規定

正常のばあい五、六日、七か月以内三〇日、三か月以内一五日、休暇中は賃金を支給
今後の規定

出産補助金

正常のばあいは五、六日、七か月以内三〇日、ふた子、難産七〇日、休暇中は賃金を支給
これまでの規定

赤色の布五尺

今後の規定

人民券四万元

出産費、検査費

これまでの規定

なし

今後の規定

企業が負担

中華人民共和国労働保険条例実施細則草案

一九五一年六月一日

第八章 出 産 待 遇

第四二条 労働保険条例第一六条に規定する出産休暇（安産流産にかかわらず）には、日曜日と法定休暇日を含むべきであり、追加休暇は行わない。

第四三条 婦人労働者、婦人職員あるいは男子労働者、男子職員の妻が出産する場合、双生児あるいは多生児であるならば、その出産補助費は、その生まれた子女の人数によつて、倍をもつて支給すべきである（一人に赤色布十尺

づつを給する）。

第四四条 夫婦とも一つの労働保険を実施する企業、あるいは別々に労働保険を実施する二つの企業で工作するものは、出産補助費は妻がこれを受領し、その夫は二重に受領することができない。

第二章 医療機構及び託児所

条六一条 各企業の女子労働者、女子職員が満二才以内の子女を二〇人以上をもっている場合は、企業管理当局あるいは資本家側と労働組合基礎委員会との間の協議を経て、必要と可能性ある場合は、託児所を設けることができる。その家屋設備、工作人員の賃金及びすべての経費は、全部企業管理当局あるいは資本家側より負担する。託児の飲食費は、託児の父母より負担し、特にまずしいものは、労働保険基金より補助をあたえることができる。但し、一人につき託児飲食費の四分の一を超えることはできない。

東北公営企業戦時暫定労働保険条例

一九四八年一月二七日

第二二条 労働者の出産に対する補助金についての規定

一 婦人労働者は、産前産後全部で四五日間の休息が与えられ、その所属する工場はその間賃銀の全額を支給しなければならない。

二 労働者に子供が生れる場合は、労働保険基金から出産補助金を支給される。その時の市価に応じて支給される。

第三條 労働組合に加入していない者で、公務のために負傷あるいは死亡した場合は、組合員と同様の救済金をうけられる。未加入の婦人労働者が出産する場合でも、組合員と同様に、賃銀をさしひかない休暇期間が与えられる。但し療養、養老、死亡、葬儀、出産、養育等の補助金は、組合に未加入の労働者は、組合員の享受しうる額の半額しか受領できない。

北京市機械製粉業労資団体協約

一九四九年一月二一日

第十四条 婦人の職員、労働者の産前産後には、合計四五日の休暇をあたえ、流産の場合の休暇はもつとも多くとも三〇日とし、賃銀を支給する。

天津市私营煙草工業団体協約

一九四九年一月一五日

第二六条 女工及び女事務員は産前産後に併せて四五日間の休暇をあたえられ、妊娠三ヵ月以上で流産したものは三〇日の休暇をあたえられ、勤務一〇ヵ月以上のものには賃金は規定の通り支給される。一〇ヵ月に達しないものはその一〇〇分の五〇が支給される。二等工場では上にあげた諸規定はその五掛けで計算される。

(七) イ シ ド

一九四八年工場法

第四四条（腰掛のための施設）

- (1) 各工場には立作業を行うすべての労働者のため、作業の過程で起る休憩の機会を利用し得るように十分な腰掛のための施設を設けなければならない。
- (2) 監督長官は、工場において特殊の製造工程に従事する労働者又は特殊の部屋で作業する労働者がその業務を坐作業で効果的に行うことが出来ると認めるときは、書面による命令をもつて、その工場主に対し、特定の日までに、右の労働者のすべてについて実際的な座施設を設けるよう命ずることができる。
- (3) 州政府は官報による公示をもつて、特定の工場又は特定の製造工程に第(1)項の規定を適用しないことを告示することができる。

第四八条（託児所）

- (1) 常時五〇名以上の婦人労働者を使用する各工場には、その婦人の六才以下の児童のため、適当な部屋を設置し、維持しなければならない。
- (2) 右の部屋には、適当な設備を設け、照明及び換気を十分にし、涼しく、且つ衛生的な状態を維持し、児童及び幼児の世話について訓練をうけた婦人がこれを管理しなければならない。
- (3) 州政府は、左に掲げる事項の規則を制定することができる。
 - (a) 本条にもとづき設置さるべき部屋の位置並びに構造、設備、家具及びその他に関する基準

(b) 本条の適用される工場に、婦人労働者の児童を世話するため、被服の洗濯及び着替えのための適当な施設を含む附加的設備を設置すること

(c) 児童のため、無料の牛乳若しくは飲食物又はその両者を給与すること

(d) 母親が子供に適当な間隔で給食するための便宜を与えること

第七九条（年次有給休暇）

- (1) 工場において一曆年中二四〇日又はそれ以上就業した各労働者は、右に続く曆年において、左に掲げる割合で計算される日数の年次有給休暇を許可されなければならない。

(1) 成年者の場合、前曆年において就業した各二〇日について一日

(1) 児童の場合、前曆年において就業した各一五日について一日

〔備考〕 本項の適用上、左に掲げる日は二四〇日又はそれ以上の期間の計算については就業したものとみなすが、当該労働者はこれらの日について年次休暇を得てはならない。

(a)略

(b) 婦人労働者の場合、一二週を超えない日数の出産休暇

(c)略

(八)

ス

エ

ー

デ

ン

労働者保護法

一九四九年一月三〇日制定

第三五條 女子が六週間内に出産が予定される旨の開業医又は助産婦の証明書を提出したときは、休暇を与えなければならない。

本人又は出生児に害を与えず、より早く労働を始めることができる旨医学的に証明がない限り、分娩後最初の六週間は、第二四條第一項の適用を受ける仕事に、出産した女子を雇用することはできない。

子供を哺育している女子には、その目的に必要な休息を与えなければならない。

第三八條 女子が雇用されたとき、ある職種が災害上ある種の危険があるか、又は女子に対し特に過労又は健康に対して危険であることが分つた場合、国王はその仕事に女子を雇用する特別条件を規定するか、又はその職種に女子を雇用してはならぬ旨を命令することができる。

年次有給休暇に関する法律

一九五一年五月二五日改正

休暇期間

第七條 被用者が資格を与える年の各暦月中に使用者のため一六日以上労働したときは、その各月につき一日半の休

暇を与えられる。このように計算された休暇期間に一日未満の端数を生じたときは、上記整数日に繰上げるものとする。

次に掲げる日は労働が行われた日と同等とみなす。被用者がその雇用期間中に

(a)、(b).....略.....

(c) 妊娠又は分娩のため労働しなかつた日、但しその労働を休んだ期間が二週を超えない場合とする。

前記(c)に掲げた理由で被用者が労働を休んだ日であつても、その日がその者に作業を与えることができなかったことが明白なときは、その日は労働が行われた日とみなさない。

(九) 大 韓 民 国

児 童 勞 働 法

—一九四七年五月南朝鮮臨時政府制定—

(病氣、休養、妊娠、出産、育児)

第十二条

(イ).....略.....

(ロ) 妊娠中の労働者は休養のため、無給で六十日間が与えられる。但し、労働者が少くとも六カ月雇用されている場合のみ妊娠休暇をとる権利がある。

(ハ) 出産の際、女子労働者は、出産の前後六十日間の休暇を本俸の支給を受けて、とる権利がある。

(ニ) 幼児に必要な養育に関しては、適当な施設と機会を、右の女子労働者に供されるものとする。

(ホ) 労働者は、病氣、妊娠或いは出産のために欠勤の必要がある場合は、証明書類を提出せねばならない。

3 諸外国における妊産婦保険の規定

(一) 西 ド

国名並びに 創始年度及 び現行法	適用範囲	財 源			妊 産	
		被保険者	使用 者	政 府	被 保 険	
					現 金	
ドイツ 西ドイツ 1883年。 現在1952年 の国民保険法 及び一部は19 52年の母性保 護法を適用。 は大体西ベル リンにも適用 される。	所得の額 を問わず 内務労働 者。1年 6,000マ ルク以下 の俸給被 保者。	賃金又は 俸給の3 %。保険 料及び給 付の最高 所得は1 年6,000 マルク(1 日16.67 マルク)	支払賃金 及び俸給 の3%。 追加給付 費。	1952年の 母性保護 法による 追加給付 費。	1952年の母性保護法により産 前6週間(家事労働者に対し ては4週間)及び産後6週間 (哺育に当る母に対しては8 週間)平均実質所得の100% を支給する。一時金は10マル ク。哺育手当は最高26週間1 日につき0.75マルク。 通常の妊産保険による給付が より有利な場合は被保険者は 次のように選択を許される。 即ち分娩前4週間にに対し平均 賃金の50%(被保険者たる女 子が休業する場合は6週間に 対し賃金の75%)及び分娩後 6週間にに対し平均賃金の50 %。入院の場合は給付の1/2は 被扶養者に支給される。一時 金は10マルク。 哺育に当る母に対する手当は 12週間平均賃金の1/2。	

(二) 東 ド

国名並びに 創始年度及 び現行法	適用範囲	財 源			妊 産	
		被保険者	使用 者	政 府	被 保 険	
					現 金	
東ドイツ 1833年。 現在1947年 の連邦政令 により制定 された法律 及び1951年 のドイツ民 主共和国の 規則(改正) を適用東 独の規定は 大体東ベル リンにも適 用される。	賃金労働 者及び俸 給被保者 自営業者 小使用者 家族労働 者。適用に ついては所 得の制限 なし。	賃金又は 俸給の10 %又は所 得年額7 %。200 マルクま での労働 者(鉱山 労働者) 又は使用 者の所得 の14%。 老令、疾 病及び遺 族保険並 びに被保 者(鉱山 労働者) に対する 失業保険 に対する 掛金を含 む。	1人1年7 200マル クまでの 賃金又は 俸給の10 % (鉱山 労働者に ついては 20%) 自営業者 については 所得の14 %。	なし。	分娩前4週間にに対し平均賃金 の75%及び分娩後の6週間に 対し60%(最低2マルク最高 10マルク)。入院の場合は被 扶養者に対し給付の半額、被 扶養者のない被保険者に対し ては賃金の1/2、分娩した乳児 に対する手当として分娩後12 週にに対し賃金の1/2を支給す る。	

イ ツ

給 付		資 格 要 件	管 理
者	被 扶 養 者		
医 療			
助産薬剤、 医療器具、 必要な医 療。産院に おける医 療。必要あ る場合、家 庭における 看護婦の支 給。	被保険者の妻及び娘は 女子被保険者と同様の 医療を受ける資格を有 する。 現金給付 被保険者の妻及び娘は 産前4週間産後6週間 ににつき1日0.50マル クの妊産手当を受ける 資格を有する。 一時金は10マルク、哺 育手当は13週間、1日 につき0.25マルク。	妊産 最近2年間に10ヵ月 被保険者たること(女 子被保険者又は被 扶養者の妻又は娘の 夫たる被保険者)及 び最後の1年間に6 ヵ月被保険者たるこ と。	地方、地区保険事務局及び 同業組合が掛金の徴収及び 給付の運営に当る。海員、 鉱山労働者及び鉄道従業員 を含む特殊グループの労働 者には別個の制度が存在す る。 各基金の総会及び運営委員 会には被保険者及び使用者 の代表も参加している。総 会が運営委員会を選挙す る。 被保険者は医師を自由に選 択することができる。

イ ツ

給 付		資 格 要 件	管 理
若	被 扶 養 者		
医 療			
助産婦の看護、薬剤、医療器具、必要な医療の場合、産院における手当、必要な家庭における看護を支給する。	助産婦の看護、薬剤、医療器具、産院における看護。 50マルクの一時金。	妊産医療についてはなし。 現金給付については最近2年間に10ヵ月1年間に6ヵ月被保険者たること。(家族に対する一時金給付については要件なし)。	ドイツ自由労働組合連盟の連邦局が本制度の監督運営に当る。 組合代表が構成する社会保険審議会が、それぞれ地方における本制度を運営する。工場等の審議会又は委員会はその事業場における給付の請求に関して決定を下す。

(三) フ ラ

ン ス

国名並びに 創始年度及 び現行法	適用範囲	財 源			妊 産 度
		被保険者	使用 者	政 府	
フランス 1928年。 現在1945年の 法律を適用。	一般制度 商工業の被 傭者、サー ビス労働 者、賃金を受けない文 筆業者、学 生、戦傷者、 戦争未亡 人、孤児、 特別制度 農林業被傭 者、海員、鉱 山労働者、 国有鉄道従 業者、その他 国営又は公 営企業の従 業員、公務 員、市町村 職員。	一般制度 所得の6% 特別制度 所得の5% 最高年所得は 456,000フラン。 65才以上の被傭者の料 率は2%。老令、廢疾、 遺族年金に対する掛金 を含む。	一般制度 支払賃金及 び俸給の10 % 特別制度 支払賃金及 び俸給の5 %	なし。	商工業 所得の1/2 分娩前6週、後8週間、 哺育手当の最高額は 全哺育期間につき 6,820フラン。 牛乳で哺育する場合 には2,600-3,900フ ランを加算。

給 付	資 格 要 件	管 理
者	被 扶 養 者	
医療	被 扶 養 者	
商工業 分娩前、分娩 中、分娩 後の医療費 の全額を払 戻す。	商工業 被保険者と同様の哺育 手当、ミルク手当、 妊産現金給付はない。 医療は被保険者と同 じ。	商工業 妊産給付の場合、 分娩予定日に先立つ 11月間被保険者たる こと。
農業 医療及び入院は被保険 者と同じ。 哺育手当は被保険者た る女子と同じ。	農業 妊産給付の場合 分娩時に先立つ四半 期の7分の期間農業に 雇用された者又はこ れら四半期の最初の 四半期又は分娩に先 立つ四半期に農業及 びこれと同様の仕事 に従事した者。	農業 農林省が監督。 相互給付協会及びその連盟 並びに同種団体が運営に当 る。

(四) イ ギ

国名並びに 創始年度及 び現行法	適用範囲	財 源	妊 産			
			被 保 険			
			現 金			
イギリス。 1911年。 現在1946年の 国民保険法及 び同改正法（ 現金給付）並 びに国民保健 事業法及び同 改正法（医療） を適用。 1954年12月22 日の改正まで を含む。	医療は全住 民。現金給付は 16～65才（ 男子）又は 15～60才（ 女子）又は 未退職の場合 それぞれ 75才（男子） 及び65才（ 女子）の被 保者及び自 営業者。 所得年額 104ポンド 以下の非被 保者及び既 婚女子の被 保者は任意 に加入でき る。	保 険 料 （一週当り）				妊産一時金は10ポ ンド。 家族分娩の一時金4 ポンド加算される。 分娩前第11週より18 週間出産手当32s 6 dを支給。 被扶養者を有する女 子には補給金として 第1子又は1子のみ の場合は1週11s 6d それ以下の子に対し ては1人3s 6d又は 成人の被扶養者に ついては25sが支給 される。
		被 保 者				
		被 保 者				
		成人 男女				
		18才未満 (増額され たが金額 不明)				
		自 営 業 者				
		成 人				
		男 女				
		18才未満 (増額され たが金額 不明)				
		非 被 保 者				
		成 人				
		男 女				
		18才未満 (増額され たが金額 不明)				
		上記掛金は次の現金給付に対する ものを含む。 退職、廃疾、遺族、失業、疾病妊 産及び葬祭。 又一週10d(男)8d(女子)及び6 d(18才未満)が保険事業（大部分 は政府が負担する）に割当てられ る。家族手当は一般会計より支出 される。				

給 付	資 格 要 件	管 理
者	被 扶 養 者	
産前、出産、 産後の看護 治療。 分娩時の助 産婦又は医 生。保険資 格に拘らず 給与。	一時金は被保険者に同 じ。 医療も被保険者の場合 と同様。	医療給付 国内居住者、 居留外国人も資格を有す る。掛金その他保険の条件 はない。 現金給付 出産一時金は 被保険者たる夫又は妻によ つて保険加入時より分娩時 まで26週分の掛金を納付 し、且つ最終遡出年（分娩 の年の5ヵ月前に終る年） に26週納入したものとみな される者。 家庭分娩一時金は出産一 時金の受給資格ある女子が 家庭又はその他保健事業又 は公営の施設以外のところ で分娩した時支給。 出産手当は分娩の予期さ れる週に先立つ13週を含め て52週間に被保者又は自営 業者として26週掛金を納付 し、且つ右期間に50週を納 付した者又は納付したとみ なされる者。26～49週の掛 金を納付した者又は納付し たとみなされる者は減額支 給。

(五) ソ

国名並びに 創始年度及 び現行法	適用範囲	財 源			妊 産 被 保 險 現 金
		被 保 険 者	使 用 者	政 府	
ソグイエト連邦 当初1912年。 現行1922年 の労働法。	医療は全住民。 現金給付、社会 主義化された部 門（工業、商業、 国家集団農場を 含む国家、協同 組合及び公共企 業）に雇用され る者。 民間事業場及び 民間農業（民間 農業が引続き行 われている地域 における）に雇 用される者。 以前に被補者 であつた者で再 訓練及び特別研 修を受ける学生 主要除外 集団農場の労働 者、農場所有者 及び臨時労働者。	なし。	支給賃金の 3.7%から 10.7%。 率は産業に より異なる。 老令、廢疾 、遺族保険 及び労災補 償に対する 掛金を含む。	使用者とし ての掛金を 払込む。 保健省は医 療費の全額 を負担す る。 休養ホーム 及び療養所 は各種の方 法により融 資をうける 。あるも のは社会保 険による。	労働組合員の資格及 び就労記録により異 なる。 1年以下の就労記録 の労働組合員は、基 本賃金の5%から月 400ルーブルまで。 3年就労し、その うち2年を同一企業 に就労した者は基本 賃金の全額から最高 400ルーブルまで。 非組合員は最初の 30日は基本賃金の 1/2、その後は1/3。 期間は、分娩前35 日分娩後42日（異常 又は双生児分娩の時 は延長）。 哺育手当は90ルー ブル。産衣類一揃 120ルーブル。 葬祭給付は疾病に同 じ。

(六) 中

国名並びに 創始年度及 び現行法	適用範囲	財 源			妊 産 被 保 現 金
		被 保 険 者	使 用 者	政 府	
七五 中国 ○国民政府 1951年3月1日 の規則（なお 有効）。	公営、私営工場 鉱山、塩田、公 共通信機関及び 公益事業の就労 者。 台湾において実 施。	賃金の1% （5%の掛 金総額の20 %）。	支払賃金の 3%（5% の掛金総額 の60%）。	賃金の1% （5%の掛 金総額の20 %）。	賃金の2ヵ月分 に等しい一時金 支給。

連 (一)

給 付 者 医 療	被 扶 養 者	資 格 要 件	管 理
医療はすべて政府が供与する。妊産の場合、妊作業、食糧増産、休養ホーム、療養所看護の特別配慮が与えられる。	医療は政府が供与する。	妊産給付の場合、3ヵ月の就労記録を要す。妊産附加給付の場合（産前産後、衣、哺育、葬祭）は、両者のいずれかの直前月所得が300ルーブル（同一企業に3ヵ月就労後は400ルーブル）を超えないこと。 労働組合員は同一企業に8ヵ月雇用の後資格を得、非組合員は12ヵ月の後。	医療給付（療養所、保健所を除く）は保健省。 現金給付は労働組合、総同盟中央会、地区、地方労働組合委員会、工場、商店、組合支部委員会がすべての準備的作業を行う。結果は地区又は地方労働組合委員会の承認を受けらる。

国

産 給 付 險 者 医 療	被 扶 養 者	資 格 要 件	管 理
なし。	なし。	現金附加給付（給付の項参照）のほか、特になし。	社会省、労働保険委員会、労働保険基金管理委員会が監督及び指導を行う。 台湾生命保険会社の中に設置された労働保険事務所が管理に当る。

(六) 中

国名並びに 創始年度及 び現行法	適用範囲	財 源			妊 産 被 保 現 金
		被保険者	使用者	政 府	
○中共政府 1951年2月26 日の労働保険 規則。1951年 5月施行。	100人以上の労働者を持つ工場、鉱山(及びその附属機関)に就業する者。公営、私営又は公私共営の事業場を含む。また鉄道、航空、郵便、電気通信機関及び銀行(並びにそれらの附属機関)の被保険者。小事業場では国体交渉で保険給付を定める。	なし。	労働保険基金に給料総額の3%。このほか直接支給する給付(後述)を負担。	なし。	保険制度に基づくものなし。有給休業期間が与えられる。

全社会保険制度の掛金を含む。

国 (続)

給 付	資 格 要 件	管 理
被 扶 養 者		
被 保 者 医 療	なし。	特になし。
保険制度に基づくものなし。		労働省が一般的監督。最高労働組合組織である全中国労働連合が社会保険省算作成、大蔵省及び労働省への報告、保険事業の管理に当る。実務については、労働保険委員会が、事業運営、掛金徴収、支払額決定、事業所の医療機関の業務促進等に当る。

(七) イ

ン

国名並びに 創始年度及 び現行法	適用範囲	財 源			妊 産 被 保 現 金
		被保険者	使用者	政 府	
インド 1948年(1952 年より有効、 現行法も同 じ)。	20人以上を雇用して動力を使用する工場の被保険者(事務職員を含む)に限る。	賃金の2%。総賃金支払額の1.4%。労働者(被保険者)の賃金階層に応じて異なる。累進保険料。労働者(被保険者)の賃金を含む。	総賃金支払額の1.4%。労働者(被保険者)の賃金階層に応じて異なる。累進保険料。労働者(被保険者)の賃金を含む。	当初5カ年間は運営費の5%を中央政府が負担。医療費の一部は地方政府負担。	12週間1日12アノンナ、そのうち6週間以上を分娩予定日以前に支給しない。

ド

産 給 付	資 格 要 件	管 理
被 扶 養 者		
被 保 者 医 療	妊産 現金給付の場合、疾病保険と同様の掛金期間。分娩前35週と40週との間に少なくとも1回の掛金を納入すること。医療の場合は疾病と同様の資格要件。	被保険者州保険組合の管理機関は労働大臣を議長、保険大臣を副議長とし、被保険者、使用者、中央政府、地方政府、医師会、中央立法部の各代表から構成する。組合の地域事務所は掛金、給付の記録類を保管する。地方事務所は給付の支給に当る。医療給付審議会は中央政府が任命し、医療局の事務局長が議長となりその下に保険組合に対し医療給付の管理について勧告を与える。地方政府は医療給付を管理する。

(八) ス エ

国名並びに 創始年度及 び現行法	適用範囲	財 源			妊 被 保 現 金
		被保険者	使用者	政 府	
スエーデン 1891年制定 疾病現金給付 (任意制) 1931年医療 費補償法(任 意制) 1947年強制 現金、医療給 付制度—1953 年改正され、 1955年1月1 日より実施の 予定。 (健康保険と は別個の新し い法律が医療 及び妊産給付 を与えるため 1954年可決さ れたと発表さ れる。又健康 保険に即応し て1954年には 労働災害法が 考慮中と発表 さる)。	16才以上の 市民、国内 に居住又は 登録された 非市民。就 業しない妻 は夫の保険 の適用をう ける。 除外されて いる者は、 無能力者、 精神病、患 者、囚人な ど、施設内 にある者の み。	所得及び疾 病組合の規 則に依りし たが、差が ある定額。 1年1,200 クローネ以 下の所得の 者には掛金 なく(受給 資格は医療 給付のみ)。 精神病患者 の税金とし て払込む。	支払賃金、 給付の11% 個人の被保 者所得は年 最高15,000 クローネま で。医療に 0.1%補助 手当に1% 及び現金給 付金に充た される。	次の如く、事業計 画の費用の概ね30 %に相当する4種 の補給金。 (1)医師の報酬に対 する疾病組合の支 出の50%、疾病現 金基本給付の50 %等による医療費 及び現金基本給付 金に対する補給 金。 (2)人頭割り年補給 金1人当り4,450又 は5クローネ(人 口稀薄地域に高 額)。 (3)低所得者が本事業 計画の課税所得 の2%以上支払う 必要がないように 補給金。 (4)課税所得が年 1,200クローネ 以下のため掛金を 免除されている者 の費用を補填する ための補給金。	別個の制度に より供与され る。

(九) 日

国名並びに 創始年度及 び現行法	適用範囲	財 源			妊 被 保 現 金
		被保険者	使用者	政 府	
日本 当初1922年。 現行同改正法 を適用。 (日雇労働者 には特別の法 律があるが本 表には含まれ ていない)。	強制被保険者 (1) 常時5人以上の従業員 を使用する法定の事業の事 業所に使用される者(森林、 水産を除く)。 (2) 常時5人以上の従業員 を使用する国又は法人の事 務所に使用される者。 任意包括被保険者上記以外	政府管掌 の健康保 険3% 健康保険 組合管掌 の健康保 険2.2%	政府管掌 の健康保 険3% 健康保険 組合管掌 の健康保 険4%	事務費の 全額	標準報酬月 額の50%に 相当する額 の分娩費。 分娩前後に それぞれ42 日に対し1 日につき標 準報酬日額

デ ン

産 給 付		資 格 要 件	管 理
險 者	被 扶 養 者		
医 療			
別個の制度に より供与 される。	別個の制度により供与 される。	公共疾病組合へ加入 すれば、払込掛金の 回数又は被保険者の なつた時に何等の給 条件もなく、医療給 付を受け、所得が年 1,200クローネを 超すときは現金給付 を受ける。16才以下 の児童は被保険者の 被扶養者として給付 を受ける。	社会省が法律規則及び政策 に責任を負う内閣の官署、 労災保険の適用と競合する 期間は、産業災害院が直接 運営を監督し、給付を認定 する中央官署。王立医療院 は医療の基準を決定し、公 共疾病組合(任意制の下に 公認された組合を引継いだ 機関)は現金給付や報酬支 払を管理する。右の組合又 は基金は地区及び地方の機 関である。公共医療施設は 地方政府の有給職員によつ て運営される。

本

産 部 付		資 格 要 件	管 理
險 者	被 扶 養 者		
医 療			
産院に収容	分娩費は1,000円。 哺育手当は、被保険者 の場合と同じ。	産養妊産ともに掛金 期間について要件な し。	厚生省。 都道府県民生部。 社会保険出張所。 被保険者の資格、標準報酬 又は保険給付に関する処分 に不服のある者は社会保険 審査官、社会保険審査会、 裁判所、順序により不服の 申立てができる。

(九) 目

国名並びに 創始年度及 び現行法	適用範圍	財 源			妊 被 保 現 金
		被保險者	使用	政 府	
国民健康保険 当初1938年 現行同改正 法を適用。	の事業所で厚生大臣の認可を受けたものに使用される者。 主要適用除外 (1) 船員保険の被保険者。 (2) 2カ月以内の期間を定めて、臨時に使用される者及び1カ月以内において日雇入れられる者。 (3) 4カ月以内の季節的業務に使用されられる者。 (4) 6カ月以内の臨時的事業の事業所に使用される者。 (5) 事業所の所在地の一定しない事業に使用される者 (6) 国民健康保険組合又は国民健康保険を行う社団法人の事業所に使用される者 (7) 生命保険会社に使用せられ保険契約の募集勧誘に従事する者で、常時一定の報酬を受けられない者。 当該市町村の区域内の世帯主及びその世帯に属する者。国民健康保険組合が行わざる場合において、組合員及び組合員の世帯に属する者。営利を目的とせざる社団法人が行う。国民健康保険（市町村が行わざる場合において）社員及び社員の世帯に属する者並びに当該法人の地区内の世帯主及びその世帯に属する者。 主要除外 (1) 健康保険の被保険者及び船員保険の被保険者。 (2) 日雇労働者健康保険法による日雇労働者健康保険法による日雇労働者健康保険被保険者手帳の交付をうけ、6カ月を経過せざる者。 (3) 特別国民健康保険組合の被保険者。	市町村条例。国民健康保険組合規約及び社団法人の規程により異なる率の掛金を負担する。	なし。	政府事務費の補助する。保健婦の設置及び療養所の設置を補助する。医療給付の2割を補助する。道府県都も各種の補助を与える。	の60%に相当する額の当金。分娩の日よ6月間、1月につき200円の哺育手当。 給付は、疾病健康保険組

本 (続)

産 給 付		資 格 要 件	管 理
険 者	被 扶 養 者		
医 療			

病、妊娠及び葬祭のいずれについても、市町村国民
 合又は社団法人が決定する額により支給される。

厚生大臣及び都道府県知事
 が一般的監督を行う。
 運営は国民健康保険を行う
 市町村、国民健康保険組合
 及び社団法人が行う。
 各都道府県に設けられる国
 民健康保険審査会が給付に
 関する不服を受理し決定す
 る。

4 国際労働条約及び勧告

(一) 産前産後に於ける婦人使用に関する条約(第三号)

国際労働機関の総会は、亜米利加合衆国政府に依り一九一九年一〇月二九日華盛頓に招集せられ、

右華盛頓総会の会議事項の第三項目の一部たる「婦人使用の件、産前産後(産婦に対する手当問題を含む。)」に関する提案の採擇を決議し、且該提案は国際条約の形式に依るべきものなることを決定し、

国際労働機関の締盟国に依り批准せらるるが為国際労働機関憲章の規定に従い、一九一九年の母性保護条約と称せらるべき左の条約を採擇す。

第一条

1 本条約に於て工業的企業と称するは、左に掲ぐるものを特に包含す。

(a) 鉱山業、石切業其の他土地より鉱物を採取する事業

(b) 物品の製造、改造、淨洗、修理、裝飾、仕上、販売の爲にする仕立、破壊若は解体を爲し又は材料の製造を爲す工業(造船並に電気又は各種動力の発生、変更及び伝導を含む。)

(c) 建物、鉄道、軌道、港、船渠、棧橋、運河、内地水路、道路、隧道、橋梁、陸橋、下水道、排水道、井、電信電話装置、電気工作物、瓦斯工作物、水道其の他の工作物の建設、改造、保存、修理、変更又は解体及び上記の工作物又は建設物の準備又は基礎工事

(d) 道路、鉄軌道、海又は内地水路に依る旅客又は貨物の運送(船渠、岩壁、洩止場又は倉庫に於ける貨物の取扱を含むも人力に依る運送を含む。)

- 2 本条約に於て「商業的企業」と称するは物品を販売し又は商業を經營する一切の場所を包含す。
- 3 工業及び商業と農業との分界は、各国に於ける権限ある機關之を定むべし。

第二条

本条約に於て「婦人」と称するは、年令又は国籍に拘らず、結婚者たると否とを問はず、一切の女性の人を謂い、「生児」と称するは嫡出子たると否とを問はず一切の生児を謂う。

第三条

同一の家に属する者のみを使用する企業を除くの外、一切の公私の工業的若くは商業的企業又は其の各分科に於て、婦人は、

- (a) 其の出産後六週間之を労働せしむることを得ず。
 - (b) 六週間以内に出産することあるべき旨を記載したる診断書を提出するときは、其の業を休むの権利を有す。
 - (c) (a)号及び(b)号に依り其の休業せる期間内、公共基金より又は保険制度の方法に依り、自身及び其の生児の充分且健康維持の扶持を為すに足るの利益を支払はるべく、該利益の定額は、各国に於ける権限ある機關之を決定す。
- 尙附加利益として無料にて医師又は免許産婆の手当を受くるの権利を有す。医師又産婆が出産の日の予測を誤りたる場合と雖、診断書に記載の日より出産の實際にありたる日に至る迄の間、右利益を婦人が受くることを妨げず。
- (d) 自ら其の生児を哺育するときは、之が為其の労働時間中一日二回三〇分宛を如何なる場合に於ても与えらるべし。

第四条

婦人が本条約第三条(a)号若は(b)号に依り休業せるとき、又は病氣にして妊娠者は出産に基くと診断せられ且其の婦人をして労働するに不適当ならしむるもの結果として一層長期に亘り休業せるときは、右の休業が各国の権限ある機關の定むべき最長期間を超えざる限り、当該使用者は、右休業中に解雇の通告を為し、又は右休業中満了すべき期間を附して解雇の予告を為すことを得ず。

第五条

國際労働機關憲章に定むる条件に依る本条約の正式批准は、登録の爲國際労働事務局長に之を通告すべし。

第六条

- 1 本条約を批准する各締盟国は、其殖民地、保護国及び屬地にして完全なる自治を有せざるものに左の条件の下に之を適用することを約す。

- (a) 其の規定が土地の状況に照し適用不可能に非ざること。
- (b) 其の規定を土地の状況に適應せしむる爲必要なる変更を加うることを。

- 2 各締盟国は、其の殖民地、保護国及び屬地にして完全なる自治を有せざるものに付其の執りたる措置を國際労働事務局に通告すべし。

第七条

國際労働機關の締盟国中の二国が國際労働事務局に本条約の批准の登録を為したるときは、事務局長は、國際労働機關の一切の締盟国に右の旨を通告すべし。

第八条

本条約は、國際労働事務局局長が前条の通告を發したる日より効力を發生すべく、且該事務局に其の批准を登録したる締盟国のみを拘束すべし。爾來本条約は、他の何れの締盟国に就ても、右事務局に其の批准を登録したる日より効力を發生するものとす。

第九条

本条約を批准する各締盟国は、一九二二年七月一日迄に其の規定を実施し、且右規定を実施するに必要なるべき措置を執ることを約す。

第一〇条

本条約を批准したる締盟国は、本条約の最初の効力發生の日より十年の期間満了後に於て國際労働事務局局長宛登録の爲にする通告に依り之を廢棄することを得。右の廢棄は、該事務局に登録ありたる日以後一年間は其の効力を生ぜず。

第十一条

國際労働事務局の理事会は、少くとも一〇年に一回本条約の施行に関する報告を総会に提出すべく、且其の改正又は變更に関する問題を総会の會議事項に掲ぐべきや否やを審議すべし。

第十二条

本条約は、仏蘭西語及び英吉利語の本文を以て共に正文とす。

(二) 母性保護に関する条約(百三号) (一九五二年改正)

國際労働機關の総会は、

理事会によりジュネーヴに招集されて、一九五二年六月四日にその第三五回会期として会合し、この会期の議事日程の第七議題である母性保護に関する諸提案の採択を決定し、

それらの提案が國際条約の形式をとるべきであることを決定したので、

一九五二年の母性保護条約(改正)と称する次の条約を一九五二年六月二八日に採択する。

第一条

1 この条約は、工業的企業並びに非工業的及び農業的業務に使用される女子(家内で労働する女子賃金労働者を含む)に適用する。

2 この条約の適用上、「工業的企業」は、公私の企業及びそのいずれの部門も含み、特に次に掲げるものを含む。

- (a) 鉱業、石切業その他の鉱物採取業
- (b) 物の製造、改造、淨洗、修理、裝飾、仕上、販売のためにする仕立、破壊若しくは解体又は材料の搬送を行う企業(造船又は電気若しくは各種動力の發生、變更若しくは伝導を行う企業を含む。)
- (c) 建築工事及び土木工事を行う企業(建設、修理、保存、改造及び解体の工事を含む。)
- (d) 道路、鉄道、海路、内陸水路又は空路による旅客又は貨物の運送を行う企業(船きよ、岸壁、波止場、倉庫

又は空港における貨物の取扱を含む。)

3 この条約の適用上、「非工業的業務」は、公私を問わず、次の企業若しくは施設において、又はこれに関連して行われるすべての業務を含む。

(a) 商業的事業場

(b) 郵便及び電気通信施設

(c) 被用者が主として書記的な仕事に従事する事業場及び管理的施設

(d) 新聞企業

(e) 旅館、下宿屋、レストラン、クラブ、カフェその他の飲食店

(f) 病者、虚弱者、貧困者及び孤児の治療及び保護のための施設

(g) 劇場及び公衆娯楽場

(h) 私人の家庭における賃金を目的とする家事労働

その他の非工業的業務で権限のある機関がこの条約の規定の適用を決定するもの

4 この条約の適用上、「農業的業務」は、農業的企業(農園及び大規模の工業化された農業的企業を含む。)において行われるすべての業務を含む。

5 この条約が適用されるかどうかについて疑のある企業、企業の部門又は業務については、権限ある機関が、関係のある使用者及び労働者の代表的な団体が存在するときはこれらの団体と協議の上これを決定する。

6 使用者の家族の構成員で国内の法令に定めるもののみが使用される企業は、国内の法令でこの条約の適用から除外することができる。

第二条

この条約の適用上、「女子」とは、年令、国籍、人種又は信条にかかわらず、既婚者であると未婚者であるとを問わず、すべての女性をい、「生児」とは、嫡出子であるかどうかを問わず、すべての生児をいう。

第三条

1 この条約の適用を受ける女子は、分べんの予定日を記載した診断書を提出するときは、出産休暇を受ける権利を有する。

2 出産休暇の期間は、少くとも十二週間とし、且つ、産後の強制的休暇の期間を含むものとする。

3 産後の強制的休暇の期間は、国内の法令で定めなければならない。但し、いかなる場合にも、六週間未満であつてはならない。残余の出産休暇の期間は、国内の法令の定めるところに従つて、分べんの予定日前に、強制的休暇の期間経過後に、又は一部を分べんの予定日前に且つ一部を強制的休暇の期間経過後に与えることができる。

4 分べんの予定日前の休暇は、分べんの予定日と実際の分べん日との間に経過した期間だけ延長しなければならない。且つ、産後にとるべき強制的休暇の期間は、このため減少してはならない。

5 妊娠に起因すると診断される疾病については、国内の法令に産前の追加休暇に関する規定を設けなければならない。但し、その最大期間は、権限のある機関が決定することができる。

6 分べんに起因すると診断される疾病については、女子は、産後の休暇を延長して受ける権利を有する。但し、その最大期間は、権限のある機関が決定することができる。

第四条

1 第三条の規定に基く出産休暇による休業中、女子は、金銭及び医療の給付を受ける権利を有する。

2 金銭給付の額は、適当な生活水準に従つて、本人及びその生児が充分且つ健康的な生活を営むに足る給付を確保するように、国内の法令で定めなければならない。

3 医療給付は、資格のある助産婦又は医師による産前、分べん及び産後の手当並びに必要な場合の入院を含む。医師及び病院の選択の自由は、尊重しなければならない。

4 金銭及び医療の給付は、強制的社会保険又は公の基金で与えなければならない。いずれの場合にも、それらは、所定の条件を満たすすべての女子に当然の権利として与えられなければならない。

5 当然の権利として与えられる給付を受ける資格を有しない女子は、社会的扶助を受けるために必要な資産調査を条件として、社会的扶助基金から充分な給付を受ける権利を有する。

6 強制的社会保険で与えられる金銭給付は、それが従前の所得に基いて決定される場合には、給付計算のため考慮される当該女子の従前の所得の三分の二を下つてはならない。

7 母性給付を与える強制的社会保険制度に基いて支払うべき、出金及び、支払われた賃金を基礎として計算される租税で前記の給付を与えるために徴収されるものは、使用者及び被用者の両者によつて支払われると使用者によつて支払われるとを問はず、また、性別のいかんにかかわらず、当該企業に使用される男女総数について支払わなければならない。

8 いかなる場合にも、使用者は、その使用する女子に与えられるべき前記の給付の費用について個人として責任を負わない。

第五条

1 女子は、その生児を保育している場合には、国内の法令の定める育児時間中この目的のためその業務を中断する

権利を有する。

2 問題が国内の法令によつて又はそれに従つて規律される場合には、は、育のための業務の中断は、労働時間として計算し、且つ、それに応じて報酬を与えるものとし、また、問題が労働協約により規律される場合には、条件は、当該協約により決定するものとする。

第六条

女子がこの条約の第三条の規定に基く出産休暇によつて休業する期間中にその使用者が解雇の通告を行い、又はその期間中に満期となるような解雇の予告を行うことは許されない。

第七条

1 この条約を批准する国際労働機関の加盟国は、この批准に附する宣言により、この条約の適用から次のものを除外することができる。

(a) 若干の種類の非工業的業務

(b) 農園以外の農業的企業において行われる業務

(c) 私人の家庭における賃金を目的とする家事労働

(d) 家内で労働する女子賃金労働者

(e) 海路による旅客又は貨物の運送を行う企業

2 加盟国は、本条1の規定を適用しようとする種類の業務又は企業については、その批准に附する宣言にこれを指定しなければならない。

3 前記の宣言を行つた加盟国は、前の宣言の全部又は一部をその後の宣言によつていつでも取り消すことができる。

4 本条1によつて行つた宣言の適用を受ける加盟国は、毎年、この条約の適用に関する年次報告において、前記の宣言によつて本条1の適用を受ける業務又は企業に関する自国の法律及び慣行の現況並びに前記の業務又は企業に關してこの条約がどの程度に実施されているか、又は実施されようとしているかを示さなければならない。

5 國際労働機關の理事会は、この条約が最初に効力を生じてから五年の期間が経過した時は、これらの除外の適用に關する特別報告書を總會に提出しなければならない。この報告書には、この問題に關して今後執るべき措置について理事会が適當と認める提案を含めるものとする。

第八条

この条約の正式の批准書は、登録のため國際労働事務局長に送付しなければならない。

第九条

1 この条約は、國際労働機關の加盟国のうちその批准を事務局長が登録した国のみを拘束する。

2 この条約は、二加盟国の批准が事務局長により登録された日の後一二箇月で効力を生ずる。

3 その後は、この条約は、他のいずれの加盟国についても、その批准が登録された日の後一二箇月で効力を生ずる。

第十条

1 國際労働機關憲章第三五条に従つて國際労働事務局長に通知する宣言は、次の事項を示さなければならない。

(a) 当該加盟国がこの条約の規定に変更を加えずに適用することを約束する地域

(b) 当該加盟国がこの条約の規定に変更を加えて適用することを約束する地域及びその変更の細目

(c) この条約を適用することができない地域及びその適用することができない理由

(d) 当該加盟国が更に事情を検討する間決定を留保する地域

2 本条1(a)及び(b)に掲げる約束は、批准の不可分の一部とみなされ、且つ、批准と同一の効力を有する。

3 加盟国は、本条1(b)、(c)又は(d)に基きその最初の宣言において行つた留保の全部又は一部をその後の宣言によつていつでも取り消すことができる。

4 加盟国は、第一二条の規定に従つてこの条約を廃棄することができる期間中はいつでも、前の宣言の条項を他の点について変更し、且つ、指定する地域に關する現況を述べる宣言を事務局長に通告することができる。

第十二条

1 國際労働機關憲章第三十五条4又は5に従つて國際労働事務局長に通知する宣言は、当該地域内でこの条約の規定に変更を加えずに適用するか又は変更を加えて適用するかを示さなければならない。その宣言は、この条約の規定に変更を加えて適用することを示している場合には、その変更の細目を示さなければならない。

2 一若しくは二以上の關係加盟国又は關係國際機關は、前の宣言において示した変更を適用する權利の全部又は一部をその後の宣言によつても放棄することができる。

3 一若しくは二以上の關係加盟国又は關係國際機關は、第一二条の規定に従つてこの条約を廃棄することができる期間中はいつでも、前の宣言の条項を他の点について変更し、且つ、この条約の適用についての現況を述べる宣言を國際労働事務局長に通知することができる。

第十三条

1 この条約を批准した加盟国は、条約が最初に効力を生じた日から一〇年の期間が経過した後は、登録のため國際労働事務局長に通知する文書によつてこれを廢棄することができる。その廢棄は、その登録の日の後一年間は効力を生じない。

- 2 この条約を批准した加盟国で1に掲げる十年の期間の経過の後一年以内に本条に定める廃棄の権利を行使しないものは、更に十年間拘束を受けるものとし、その後は、本条に定める条件で、一〇年の期間が経過することにこの条約を廃棄することができる。

第十三条

- 1 国際労働事務局局長は、国際労働機関の加盟国から通知を受けたすべての批准、宣言及び廃棄の登録を国際労働機関のすべての加盟国に通告しなければならない。
- 2 事務局局長は、通知を受けた二番目の批准の登録を国際労働機関の加盟国に通告する際に、この条約が効力を生ずる日について加盟国の注意を喚起しなければならない。

第十四条

国際労働事務局局長は、前各条の規定に従つて登録されたすべての批准、宣言及び廃棄書の完全な明細を国際連合憲章第百二条による登録のため国際連合事務総長に通知しなければならない。

第十五条

国際労働機関の理事会は、必要と認める所は、この条約の運用に関する報告を総会に提出しなければならない、またこの条約の全部又は一部を改正する問題を総会の議事日程に加えることの可否を審議しなければならない。

第十六条

- 1 総会がこの条約の全部又は一部を改正する新条約を新たに採択する場合には、その新条約に別段の規定がない限り、

(a) 加盟国による改正新条約の批准は、改正新条約の効力発生を条件として、第十二条の規定にかかわらず、当

然この条約の即時の廃棄を伴う。

- (b) 加盟国によるこの条約の批准のための開放は、改正新条約が効力を生ずる日に終了する。
- 2 この条約は、これを批准した加盟国で改正条約を批准していないものについては、いかなる場合にも、その現在の形式及び内容で引続き効力を有する。

第十七条

この条約の英語及びフランス語による本文は、ひとしく正文である。

(三) 鉛中毒に対する婦人及児童の保護に関する勧告 (第四号)

国際労働機関の総会は、

並米利加合衆国政府に依り一九一九年一〇月二九日華盛頓に招集せられ、

右華盛頓総会の会議事項の第三及第四項目の一部たる「婦人及児童使用の件、健康上有害なる作業」に関する提案の採択を決議し、且

該提案は勧告の形式に依るべきものなることを決定し、

国際労働機関の締盟国をして立法其の他の方法に依り之が實現を為さしむる目的を以て考慮せしむる為、国際労働機関憲章の規定に従ひ、一九一九年の鉛中毒(婦人及児童)勧告と称せらるべき左の勧告を採択す。

- 1 総会は、母性の機能に及児童の身体の発育に對し生ずる危害を慮り、婦人及十八歳未満の年少者を左の工程に於て使用せざることを国際労働機関の締盟国に勧告す。

- (a) 亜鉛鉱又は鉛鉱の製錬における炉作業
 - (b) 鉛を含有する灰の取扱、処理又は製錬及鉛の脱銀作業
 - (c) 鉛又は古亜鉛の大規模の鋸融作業
 - (d) 白鉛又は百分の十より多く鉛を含有する合金の製造
 - (e) 密陀僧、金密陀、鉛丹、白鉛、橙黄又は硫酸鉛、「クローム」酸鉛又は硫酸鉛(「フリット」)の製造
 - (f) 蓄電池の製造又は修繕に於ける混合又は煉合の作業
 - (g) 前各号の諸工程を行ふ作業室の掃除
- 2 尙鉛化合物の使用を包含せる工程に於ける婦人及十八歳未満の年少者の使用は、左の条件に従つてのみ之を許可することを勧告す。
- (a) 塵埃及煙氣を發生の其の場に於て除去する為各所の排氣設備を為すこと。
 - (b) 器具及作業室を清潔にすること。
 - (c) 鉛中毒の一切の場合之に對する補償に付官憲に届出を為すこと。
 - (d) 前記の諸工程に使用せらるる者の定期健康診断を行ふこと。
 - (e) 充分且適當なる更衣室、洗濯所及食堂の設備を並特殊の防護衣を供すること。
 - (f) 作業室に飲食物の搬入を禁止すること。
- 3 尙無毒物を以て可溶性鉛化合物に代用し得べき工業に在りては、可溶性鉛化合物の使用を嚴重に取締るべきことを勧告す。
- 4 鉛化合物が百分の〇、二五の塩酸溶液中に於て溶解すべき鉛化合物重量(金屬鉛として計算して)の百分の五より多くを含有するときは、本勧告に於て之を可溶性と看做すべし。

(四) 産前産後に於ける農業婦人賃金労働者の保護に関する勧告(第十二号)

國際労働機關の総会は、

國際労働事務局の理事会に依り「ジュネーヴ」に招集せられ、一九二一年一〇月二五日を以て其の第三回會議を開催し、

右會議の會議事項の第三項目の一部たる産前産後に於ける農業婦人賃金労働者の保護に関する提案の採択を決議し、且

該提案は勧告の形式に依るべきものなることを決定し、

國際労働機關の締盟国をして立法其の他の方法に依り之が實現をなさしむる目的を以て考慮せしむる為、國際労働機關の締盟国をして立法其の他の方法に依り之が實現をなさしむる目的を以て考慮せしむる為、國際労働機關憲章の規定に従い、一九二一年の母性保護(農業)勧告と称せらるべき左の勧告を採択す。

國際労働機關の総会は、左の通勧告す。

國際労働機關の各締盟国は、工業及び商業に使用せらるる婦人に付、華盛頓國際労働總會の採択したる条約の定むると同様なる産前産後の保護を農業的企業に使用せらるる婦人賃金労働者に對し確保するの措置を執ること。並右の措置が産前産後に於て一定期間休業し且該期間内公共基金より又は保険制度の方法に依り利益を受くるの權利を包含すべきこと。

(五) 母性保護に関する勧告(第九十五号)

国際労働機関の総会は、

理事会によりジュネーヴに招集されて、一九五二年六月四日にその第三五回会期として会合し、

この会期の議事日程の第七議題である母性保護に関する諸提案の採択を決定し、

それら提案が一九五二年の母性保護条約(改正)を補足する勧告の形式をとるべきであることを決定したので、

一九五二年の母性保護勧告と称する次の勧告を一九五二年六月二八日に採択する。

I 出産休暇

1 (1) 一九五二年の母性保護条約(改正)の第三条2に定める出産休暇の合計期間は、女子の健康のために必要であり、且つ可能な場合には、一四週間に延長すべきである。

(2) 監督機関は、母親及び生児の健康を保護するために必要であると認める場合及び特に流産その他産前産後の併発症のような異常な状態が生じた場合又は生ずる虞のある場合には、一九五二年の母性保護条約(改正)の第三条4、5及び6に定める産前産後の休暇の延長を診断書に基いて個別的に決定する権限をもつべきである。

II 母性給付

2 (1) 一九五二年の母性保護条約(改正)の第四条によつて与えられるべき金銭給付は、可能な場合には、同条約に定める最低基準よりも高い率に定めるべきである。前記の給付は、可能な場合には、給付計算のため考慮される当該女子の従前の所得の百パーセントに等しい率に定めるべきである。

(2) 可能な場合には、前記の条約の第四条によつて与えられるべき医療給付は、外来患者及び入院患者に対する一般医及び専門医の診療(往診を含む)、歯科治療、家庭又は病院における資格のある助産婦その他の者による手当、家庭又は病院その他の医療施設における看護、病院その他の医療施設における療養、薬剤、歯科治療材料その他の内科用又は外科用の治療材料並びに、出産に関して便宜を提供する資格があると法律上認められる他の職業に従事する者が適当な医師の監督の下に行う治療を含むべきである。

(3) 医療給付は、保護を受ける女子の健康、労働能力及び自己の用を辨する能力を維持し、回復し、又は増進するため支給すべきである。

(4) 医療給付を管理する機関又は官庁は、適当と認められる手段により、公の機関又は公の機関の認める他の団体が保護を受ける女子の使用のために設けた一般保健施設を保護を受ける女子が利用することを奨励すべきである。

(5) 国内の法令は、更に、前記の機関又は官庁に対し、保護を受ける女子及びその幼児の健康の増進に関する規定を設ける権限を与えるべきである。

(6) その他の現物又は金銭の給付で、産衣、産衣の購入のための支払、保育する母親に対する牛乳又は保育手当の支給のようなものは、本項(1)及び(2)に掲げる給付に追加することが望ましい。

III 保育する母親及び幼児のための施設

3 (1) 可能な場合には、保育のための休憩は、一日についてその合計時間を少くとも一時間半とすべきであり、且つ、その休憩の回数及び長さは、提出された診断書に基いて調整することを許すべきである。

(2) 育児施設又は託児施設の設置に関する規定を設けるべきである。この施設は、女子が働いている企業の外に設けることが望ましい。可能な場合には、この施設が団体又は強制的社会保険から資金を受け、又は少くとも補助金を受けることに關して規定を設けるべきである。

(3) 育児施設及び託児施設の設備及び衛生的要件並びに託児施設の職員の数及び資格は、適当な規則の定める妥當な基準に従うべきであり、且つ、それらは、権限のある機關の承認及び監督を受けるべきである。

IV 雇用の保護

4 (1) 可能な場合には、使用者が一九五二年の母性保護条約(改正)の第六条に従つて女子を解雇することが許されない産前産後の期間は、その使用者が診断書によつて当該女子の妊娠の通告を受けた日から開始し、且つ、同条約の第三条に規定する出産休暇の期間の経過後少くとも一箇月まで継続するように延長すべきである。

(2) 法律は、保護期間中における解雇に關する適法な理由として、雇用されている女子の重大な過失、企業の廃止又は雇用契約の満了の場合を認めるべきである。工場協議会が存在する場合には、その解雇についてこれらの協議会と協議することが望ましい。

(3) 女子は、産前産後の適法な休業中、その先任権及び従前の業務又はそれと同一の割合で賃金が支払われる業務に復歸する権利を保障されるべきである。

V 産前産後における女子労働者の健康の保護

5 (1) 妊娠中及び産前産後の女子に対しては、深夜業及び時間外労働を禁止すべきであり、且つ、充分な休憩を確保するように労働時間を調整すべきである。

(2) 権限のある機關が女子又はその生児の健康に有害であると定める業務には、妊娠中及び産後少くとも三箇月間並びに生児を育している場合には更に長い期間女子を就業させてはならない。

(3) (2)の規定に該当する業務は、特に次のものを含むべきである。

(a) 次のことを含むすべての重労働

(i) 重量物を挙げ、引き、又は押すこと。

(ii) 過度且つ異常に肉体を緊張させること(長時間立つことを含む)。

(b) 特殊の均衡を必要とする業務

(c) 振動する機械を用いる業務

(4) 権限のある機關が健康に有害であると定める業務に常時使用される女子は、減給されることなしに、その健康に有害でない他の種類の業務に転換する権利をもつべきである。

(5) 業務の性質を変更することが自己の健康及びその生児の健康のために必要である旨を記載した診断書を提出するいづれの女子も、同様に、転換の権利を出産を理由として個別的に与えられるべきである。

(1) 産前産後に於ける婦人使用に関する条約の効果

一九一九年、第一回ILOの総会は、工業及び商業に雇用される婦人に適用する母性保護条約を採擇した。全て婦人は、出産前六週間労働を免れる権利があり、又産後六週間は労働を禁止される。当該休暇中、婦人は解雇されず、且公共基金又は保険制度の方法により、自身及びその生児の健康を維持するに足る利益を受けると共に、医師若しくは資格のある産婆の手当を受ける権利を有する。更に、労働時間中その生児の授乳が許されなければならない。

この条約を最初に批准したのは、ギリシャであるが、第二番目にルーマニアが批准を登録し、一九二一年六月二三日に効力を発生した。一九五一年一月一日までに、アルゼンチン、ブラジル、ブルガリア、チリ、コロンビア、キューバ、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、ルクセンブルグ、ニカラグワ、ルーマニア、スペイン、ウルグワイ、ヴェネズエラ、及びユーゴスラビアの一七ヶ国がこの条約を批准している。

以下、国内立法、批准及び未批准国の条約との関係の概要である。

一九一九年から一九五一年までの国内立法の進展。

条約は、一面雇用契約(出産、授乳時間、雇用の保護)他方では社会保障の措置(母性給付)について、多くの規定をおいている。後者の規定のため、条約の適用には、社会保障組織若しくは公共基金の発達が要求され、これがためには時日を要し且財政的準備が必要である。この条約が採擇された時、法令の重要な修正をせず、又母性給付の支払いに必要な社会保障制度又は公共基金を創設若しくは発展させることなくして、批准できる国はなかつた。

一九一九年以後、その進歩は僅かな事例により証明することができ。条約を批准している国の大部分は、一九一九年当時、母性保護法を工業の婦人労働者にのみ適用していたが、現在、全ての批准国が条約の規定にしたがつて工業及び商業の双方に適用している。条約が採擇された当時、一二週の出産休暇を与えていたのは、南阿連邦のみであつた。現在、二〇ヶ国以上が、休暇期間を一二週と定めており、僅かではあるが、イタリーやパナマの如く一二週を超える出産休暇を定めている国もある。一九一九年には、六ヶ国(フランス、ギリシャ、ノルウェー、ルーマニア、スペイン及びスイス)が出産後職場に復帰する権利を保障されていたのであるが、現在約三ヶ国が、出産休暇中若しくはその休暇の前後に追加した期間まで解雇を禁止している。

恐らく、最も著しい進歩は、社会保障による母性給付の支払がなされるようになったことである。一九一九年に強制的出産休暇を定めていた二九ヶ国のうち、保険組織により手当支給の定めのあるのは九ヶ国(チェコスロヴァキア、ドイツ、イギリス、イタリー、オランダ、ノルウェー、ポーランド、ルーマニア及びスイス)に過ぎなかつた。現在は、約四〇ヶ国に、母性給付を定めた強制的社会保障法がある。

このことは、条約に具体化された規定が、比較的高い基準を設けることにより、多くの国が新しい法律を採擇し、且社会保障制度を設け母性保護のレベルを向上させるための重要な動機となり、単に批准国の数によつてのみ進歩するものではないということを暗示していると思う。

一九五一年現在における国内立法の状況

次に母性保護立法の現状を条約に規定する事項について、これを要約して見ることにする。

法律及び規則の適用範囲

法令の適用範囲は、批准国の全部及び大多數の未批准国において、全ての被用者又は、工業及び商業的企業の全て

の被用者を含めている。規則を、工業のみ、又は一定の工業的企業に適用する国には、例えば、オーストラリアのある州、カナダ(アルバータ)、インド、イラク、ニュージランド、パキスタン、スイス及びトルコ等相当数の未批准国がある。農業は、オーストリア、セイロン(estates)、インドのアッサム州(Plantation)、イラン、イタリー、日本、レバノン及びヴェネズエラの如き多くの未批准国においては母性保護に関する法により、フランス及びギリシヤ(批准)ベルギー、チエコスロヴァキア及びポーランド(未批准)においては、強制的社会保険組織により適用されている。批准の如何にかかわらず各国において母性給付を支給する強制的社会保険法の適用範囲は、雇用契約に関する法律の適用範囲より広く、特に、イギリスの場合はそうである。

出産休暇

批准した国の殆どは、条約にしたがい、出産の前後各六週、計一二週の出産休暇を与える。しかし、コロンビア、ギリシヤ及びウルグワイの三ヶ国(批准している)は八週間の出産休暇を与えるのみである。休暇期間について未批准国の出産休暇規定は、概ね産後は強制的であるが、出産前後の長さ、及び休暇期間が任意的であるか、強制的であるかに關しては非常に多様である。

アルバニア、オーストリア、イスラエル、日本、ノルウエー、ポーランド、スウェーデン、南阿連邦及びユーゴスラビア等は一二週で、イタリー及びパナマ等少数の国においては一二週を超え、相当数の国においては一二週より短くなっている。後者の国においては、産前休暇について何らの規定のないものもある。その事例として、オーストラリア(ニウサウスウェルズ)、チエコスロヴァキア、デンマーク、アイルランド、ニュージランド及びイギリスがある。しかし母性給付は、法定の出産休暇を超えて、出産前後労働しなかつた期間これらの国(チエコスロヴァキア及びイギリス等)においては社会保険法に基づいて支給される。未批准国(ポーランド、南阿連邦及びユーゴスラヴィア

等)のうち、出産休暇一二週の産前、産後の配分は、条約と異なるか、それより短く産後の休暇期間は長く認められる。

母性給付

労働しなかつた期間、母性給付を支給する強制的社会保険法は、批准した国では、ウルグワイ一国を除いて、大凡四〇ヶ国がこれを有している。しかし、これらの国のうち、ボリビア、コロンビア、コスタリカ、ガテマラ、インド、メキシコ、パナマ、サルヴァドル、ヴェネズエラ等は、関係法律が未だ施行されないか又は全面的には適用されていない。批准しているアルゼンチンとキューバは、母性給付のため特別の強制的保険組織を設けている。イランでは、法律が、母性給付の一部は、事業場に設けられる労働者福祉基金(Workers' Welfare Funds)によつて支払われることを定めている。オーストラリア、フィンランド及びニュージランドの少数の未批准国における母性給付は、受給資格が社会の負担において住民一般、又はその一部門に与えられる制度により支給される。デンマークにおいては、国によつて補助される任意保険組織が、その会員に母性給付を施し、スイスにおいては、連邦失業保険法が、強制的疾病保険(出産保険を含む)を施行する権利を原(The Cantons)に附与している。

批准している国のうち、チリは未だ母性給付の一部支給を使用者に負担させ、大部分の未批准国も、母性給付の費用の全部又は一部を使用者が負担している。使用者のみが給付を支給する責を負う国には、シナ、セイロン、印度各州、イラク及びパキスタンがあり、ラテンアメリカの諸国において、使用者は、社会保険法が全面的に施行されるまで、母性給付の支給を継続する責任がある。イタリーにおける母性給付は、社会保険又は使用者の何れかが支給しなければならぬことになつている。

母性給付の支給に使用者が責任を負う制度は、条約の規定に反し、公共において負うべき責任を、個々の使用者に負わせるばかりでなく、経験によれば、当該婦人の雇用機会に重大な不利益を与えるものである。例えば、インドに

おいて、一九三九年の工場法の実施に関する年報は、母性給付に関する義務の如き附加的責任を負わねばならなくなるような人を雇うのを使用者が嫌つたことに、婦人労働者の減少の主たる原因があると述べている。一九四四年、インド政府に提出されたインドにおける疾病保険制度を紹介した報告も、インドの母性給付立法の適用のむづかしいことは、母性給付の責任をもたせることが使用者にとつて過大であると思われるからであると述べている。

強制的社会保険によつて与えられる母性給付は、概ね出産手当、出産補助金、授乳手当の如き現金給付、及び出産、又は出産前後の医療手当、産衣等の支給である。出産手当の割合は国によつて異なるが、その婦人の賃金の五〇%—一〇〇%の間で、休暇中に失つた賃金が補償される。賃金と同額を補償する国としては、ブルガリア、コロンビア及びハンガリー（批准）、オーストリア、オランダ及びポーランド（未批准）があるが、概ね、批准、未批准何れの国においても、ヴェネズエラの $\frac{1}{2}$ 、フランスの $\frac{1}{2}$ 、ギリシャの五〇%—七〇%、ブラジル、チリ、コスタリヤ、ドミニカ共和国、ルクセンブルグ及びパナマの五〇%というように、失つた賃金の一部を補償している。

凡そ、母性給付が、強制的社会保険によつて支給される期間は、労働を免がれる法律上の期間と同一であるが、母性給付を与えられる期間が、法定の休暇期間より長い場合が批准しているか否かにかかわらず存在する。チエコスロヴァキア、フランス、オランダ及びイギリスの場合、特にそうである。

出産時の医療手当は、批准しているか否かにかかわらず、殆んど国民保健組織によつて与えられる。チリ、コロンビア、コスタリカ、フランス、ガマラ、パナマ、ポーランドの如きは、法律が、出産前後の全期間、医療手当をうける権利を婦人に与えている。イギリスにおける、出産扶助及び出産前後の医療手当は、公共機関（国民保健事業 the National Health Service）により与えられる。

概ね、批准の如何にかかわらず、強制的社会保険組織は、加入期間又は離出額により、給付の支給に、一定の資格条件を充たすことが必要である。資格期間は、濫用を防ぐため定めており、妊娠後（例えば、九ヶ月又は一〇ヶ月）の保険加入を拒むこと等である。その例は、ベルギー、チエコスロヴァキア、アイルランド、ノルウェー及びパナマ等に見られる。

資格期間は、明らかに一定数の婦人を、母性給付から除くことになるが、それについて条約は、何らの規定もしていない。しかし、大多数の国において、保険組織が決めた条件を満たさない婦人は、社会扶助のため定められた一般の条件にしたがい公共基金から母性給付をうける。例えば、デンマーク及びフランスの場合そうである。イギリスの強制的、社会保険制度は、資格を満たした婦人労働者に一時金及び出産手当を支給し、公共機関（国民保健事業）が、全ての婦人に、分娩前後の期間、医療扶助を与え、且つ、資力不十分な婦人に対しては、社会扶助組織が出産一時金を支給する。恐らくは、殆んどどの国において、貧困婦人は、当該制度が運用する組織又は機関のはからいで設けられた公共基金から出産時に扶助を受けることと思われる。

授乳時間

批准しているか否かにかかわらず殆んどどの国の法律は、労働時間中、授乳のため休憩時間を与える。それは、概ね、条約に規定しているのと同様に三〇分づつ二回である。特にラテンアメリカ諸国の法律は、一日二〇分づつ三回（ドミニカ共和国）、三時間毎に一五分（コスタリカ、パナマ）というように、慣習として短い時間を定めている。他の批准国及び未批准国は、ブルガリア、又は、イタリアにおけるが如く事業場に授乳設備のない場合各二時間づつ二回というようにより長い授乳時間を定めている。各国の法律は、授乳時間が労働時間として有給でなければならぬと規定している。その例として、ブルガリア、チリ及びキューバ（批准）、オーストリア、エチオピア、イタリア、パナマ及びポーランド（未批准）がある。相当数の批准国（アルゼンチン、ブラジル、チリ、コロンビア、キューバ及び

ヴェネズエラ等）及び未批准国（ボリビア、コスタリカ、デンマーク、ギリシャ、イタリー、メキシコ、ポーランド及びトルコ等）は、一定数の婦人を雇用する事業場に授乳施設及び託児施設を強制的に作らせ、条約をより効果あらしめている。

雇用の保護

法定の出産休暇中の解雇に対する婦人の保護条項は、批准した国の全部と多くの未批准国の法律がこれを定めている。妊娠又は分娩に起因する疾病の場合の解雇保護期間の延長も、概ね、批准した国及び未批准国の多くが定めている。批准の如何にかかわらず、相当数の国が妊娠中（ラテンアメリカ諸国、ブルガリア、ポーランド等）又は妊娠中及び出産休暇後の一定期間（オーストリア、コロンビア、コスタリカ、ガテマラ、イタリー等）それを理由とする解雇をも保護している。

婦人のための雇用機会について、雇用において認められるべき婦人の権利は、使用者が出産休暇中母性給付の義務を負わねばならぬ国においては、条約の規定に反し、不利に影響するかも知れない。例えば、テリイにおいては使用者が出産休暇中の給付の大部分を負担しており、条約の適用に関する年報と共に政府から提出された判例テキストが上述の事実を裏書しているように思う。裁判所が、母性給付の支給を免れるため妊娠を解雇しようとした使用者の解雇を中止させた場合でさえ、その争いは、法定の休暇後、職場に復帰すべき法律上の権利が侵害され、最終的にはその婦人の雇用の喪失ということに終つていく。

働く母親の健康保護

批准の如何にかかわらず各国の法令は、働く母親とその子の健康保護について、条約をより効果あらしめている。相当数の国の法律は、妊娠及び胎児の健康に有害と思われる仕事に妊娠が従事することを禁止し、（オーストリア、

キューバ、フィンランド、西ドイツ、ハンガリー、メキシコ、トルコ、ヴェネズエラ）必要により、妊娠を軽易業務に転換させることを定めている国（キューバ、ハンガリー、日本、ポーランド、ヴェネズエラ等）もある。オーストリア、ハンガリー、ポーランドでは夜業及び超過労働をも、妊娠と産婦に対しては常に禁止している。イタリー、ブラジル等の場合、妊娠は従事する業務が、健康に有害であるという医師の証明を提出して、雇用契約を破棄するか又は仕事を中止する権利がある。

結 語

上述のように、一九一九年に条約を採擇して以来、概ね、条約の線にそつて、多くの国が大巾に進歩したということが出来る。母性給付のために設けられた強制的社会保険組織の発達は特にそうである。

未だに、母性保護のため行わなければならない多くのことがあり、それは新しいデネレイションの保護として承認されなければならない。条約を批准した大多数の国においては、条約の規定を履行する立法を報告しているが、国際基準と完全な一致は、未だ、これら一部の国においては成就されていない。主な相違は、出産休暇の長さや条約に定めた保険組織又はその基金に代つて使用者が母性給付の支払いをすることである。未批准国の法律及び規則にもこの種の多くの相違がある。更に、未批准国の法令の適用範囲がしばしば国際基準より狭くなつていく。

改正条約及びこれを補足する勧告（前掲）は、各国政府の意見並びに世界保健機構（World Health Organisation）の勧告に照らして作成したもので、国内立法の現状から見て妥当であり、働く母親の保護を向上させる新しい国際規則の基調として役立つことを希うものである。

(2) 産前産後に於ける婦人使用に関する条約(第三号)を批准した国の状況

母性保護条約(第三号)は一九一九年一月二九日に採択され、一九二二年六月一三日に効力が発生した。
母性保護条約(第三号)を批准した国と批准を登録した日は次のとおりである。

国名	批准を登録した日 年 月 日
アルゼンチン	一九三三、一一、三〇
ブラジル	一九三四、四、二六
ブルガリヤ	一九二二、三、一四
チリ	一九二五、九、一五
コロンビア	一九三三、六、二〇
キューバ	一九二八、八、六
フランス	一九五〇、一二、一六
西ドイツ	一九二七、一〇、三一
ギリシャ	一九二〇、一一、一九
ハンガリー	一九二八、四、一九
イタリー	一九五二、一〇、二二
ルクセンブルグ	一九二八、四、二六

ニカラグア	一九三四、四、一二
ルーマニア	一九二一、六、一三
スペイン	一九二三、七、四
ウルガイ	一九三三、六、六
ヴェネズエラ	一九四四、一一、二〇
ユーゴスラヴィヤ	一九二七、四、一

註 西ドイツは一九五一年二月一六日に、第三号条約を含めて戦前に批准した条約の履行を確保する旨を国際労働事務局に通告している。

母性保護条約(第三号)を批准した国からその条約の履行の状況について、国際労働事務局に提出された報告によれば、その状況は次のとおりである。

アルゼンチン

一九五二年七月からの一年間に、三、〇〇五人の使用者と五二、八六一人の婦人労働者が母性基金に登録された。手当として払われた総額は、一四、九七七件の出産件数に対し、四、四八三、〇五〇ペソであつた。一九五三年七月からの一年間には一五、四〇九件の出産件数に対し、四、六一六、八七五ペソが払われた。一九五三年六月三〇日に国家社会福祉制度に登録された使用者の総数は六三、八四九人で、婦人労働者の総数は一、一一〇、九一二人であつた。

凡ゆる種類の企業になされた監督のための訪問回数は六四、三二七回であり、法律一一五四四号の違反として報告

された数は八九三件であつた。(これは一九五二年七月から一年間の間の数である。)

註 一ペソ＝四八円(一九五四年一月現在)

ブラジル

政府は国民議会が社会保障に関する体系的法律をつくるについてまだ議論をしており、その法律の規定では、現在使用者及び使用者のつくつた制度によつて母性給付が連帯して支払われているが、その母性給付の支払についての責任を負う社会保障制度をつくることが考えられていると述べている。

連邦によつてつくられた統計によれば、条約に關係した法律に違反した件数が六件報告されていた。

退職及び年金基金から母性給付として支払われた額は次のとおりである。即ち工業に使用されている人に対して、一三二、七三八、六七〇クルツエイロ、商業に使用されている人に対して、四一、二八八、九五四クルツエイロ、銀行に使用されている人に対して、一七八、六〇二クルツエイロが支払われている。

註 一クルツエイロ＝一九四五〇銭(一九五四年一月現在)

ブルガリヤ

一九五一年一月一日に制定された労働法典には母性保護規定について次のように定められている。

労働法典の六〇条によれば、婦人労働者は、勤務している所はどこでも、分娩前三〇日に始まる出産休暇九〇日間をとる権利がある。異常分娩の場合又は雙子の出産の場合には出産休暇は一〇〇日に延長される。出産休暇の期間中婦人労働者は労働法典一五七条の規定によつてつくられた州社会保障組織から現金給付を受ける。

労働法典一五七条で使われた「同一企業の中における継続勤務」という言葉は、ある企業から他の企業に移ることが、現行法上の言葉遣いによつて勤務の断絶としては考えられない場合に、異つた企業の中で、婦人労働者によつて勤務された時間の完全な継続を意味する。凡ての婦人の賃金労働者はその上子供の出産について補助金を受ける。妊婦及び授乳する母親は任意の薬の扶助と保健施設における治療を受ける。又任意の分娩の援助が州によつて管理され、維持されている母の家で行われる。

乳児に授乳する婦人労働者は八ヵ月間、乳児を哺育する目的で、一日に一時間宛二度又はまとめて二時間休みを与えられる権利がある。企業、商店又は団体は、予告の有無に拘らず、婦人労働者を妊娠四ヵ月後には解雇することはできないし、又乳児が八ヵ月になるまでは、その母親を解雇することはできない。但し、個々の場合に、重大な過失行為があり、権限のある労働監督官の許可のあつた場合はこの限りではない(労働法典三五条)。もし出産休暇が満了しても、その母親が病氣のために仕事に戻ることができないならば、解雇されてはならないし、有効な法律によつて病氣休暇を許される。

労働法典一一九条は凡ゆる企業、商店又は団体は雇用されることを希望する婦人を妊娠のために労働契約を締結することを拒絶してはならないと定めている。時間外労働、夜業及び筋肉労働を必要とし且つ不健康な仕事に雇用されることは妊婦に対しては妊娠五ヵ月目が始まれば禁止され、母親には乳児が八ヵ月になるまで禁止される(労働法典一二四条)。ふだん筋肉労働を必要とし且つ不健康な仕事についている婦人は、報酬を減らされずに、医師の命令によつて一層軽い仕事に変わることができる。妊婦及び授乳している母親は、同意なしには、永続的な仕事の場所を變えることを求められない。

之等の規定の適用上の監督は労働保護について責任のある機関に委ねられている。

ブルガリヤ人民共和国によつて批准された条約はブルガリヤの労働立法に影響をもたらしており、又労働条件及び労働関係についての規則の実際の適用に影響を及ぼしてきた。多くの州、労働の保護を監督する公の団体及び州社会保障組織は労働の規定の効果的な適用を保証している。この保証は公の団体の殆んどが企業内に見出されることになつており、それらが地方の条件に明るく、且つ、労働法をまもることに關係があるという事実によつて強められている。更に監督は優れた管理官によつて保障されている。

チリ

チリでは母性保護に關して労働法典の規定を修正する法律が一九五三年二月二九日に一一四六二号として制定され、又母性給付と授乳手当を定める規定を含む命令が一九五四年四月一〇日に四〇二号として制定されている。

労働法典を改正するについて責任のある委員会はまだその仕事を終つてはいないけれども、婦人の俸給生活者の案件は授乳期間に關しては変更されずにいる。

前述の如く、官報によつて、一九五三年二月二九日に、労働法典で、母性保護について実質的な改善をしている一一四六二号の法律の正文が公布された。この法律は、労働法典第二卷第三部の三〇七条から三二四条で成立つてゐる。この法律の三〇七条は母性保護に關する規定が使用者のために働いている凡ての婦人労働者に適用され、それには家族労働者も含まれると述べている。

一九五二年の状況をみると、社会保険事務所は一六、〇八七人の婦人に出産手当として、八、八八八、八七四ペソを支払つてゐた。手当が支払われた給日数は四四八、五〇八日であつた。更に又、事務所は七八、八三七件の授乳手当として総額二二、三六二、六五五ペソに達する金額を支払つたが、日数にすると二、一六二、六〇九日であつた。

凡ゆる産業と職業に従事している婦人の総数（建設、運輸、通信、商業を含んでいる）は俸給生活者が一九、一三九人で、賃銀労働者が四七、七〇〇人であつた。

註一ペソ＝一円六三銭（一九五三年一月現在）

コロンビア

政府は現在準備されている公務に従事する者に關する法律案は国の法律と条約の三条の規定との間の相違をなくすものであるとのべている。出産休暇は一二週間に限定され、授乳のための休息時間は三〇分に限られている。

フランス

一九五三年七月からの一年間に、非農業的職業に關する一般的社会保障組織の基金から四五三、三七九件の出産について母性給付が支払われた。これらの出産について現物給付は総額一二五億八三〇〇万フランに達した。毎日三九億五四〇〇万フランに上る給付が社会保障組織によつて二四七、一五一人の母親に支払われ、市の事務に従事していた一〇、六七五人の母親は出産休暇をとつていた間、夫々の管理者から報酬を受けた。

一九五三年に専門委員会によつてなされた考察に關連して、政府の意見によれば、授乳するために用意された設備のある企業に雇用されている婦人のために授乳するための休息を二〇分に限定している労働法典の規定は条約の三条の規定と矛盾してゐないとのべている。それどころか、労働法典の規定は条約の規定と比較すれば、婦人労働者の利益となるように改正をしている。十分間の授乳時間の減少は授乳する母親が企業内で与えられた便宜から得られる利益によつて大いに報いられている。特に疲勞の少なくなることを考慮に入れば尙更である。授乳期間の短縮による

時間の損失の減少は従つて又、たとえ、使用者が授乳する設備を用意するように義務づけられる婦人の数（一五才以上の女子を一〇人以上）を雇用していなくとも、企業内に適切な授乳設備を用意するように使用者にすすめる作用をする。

註 一フラン＝一円四銭（一九五四年一月現在）

西ドイツ

政府は一九五三年にILOの専門委員会によつてなされた考察に答えて、次の情報を提供している。

一九五二年の母性保護法の七条及び一二条について、専門委員会によつてなされた制限は多少反対を受容されているけれども、これらの反対に應ずるドイツ法制の修正が今考慮されている。ドイツの法律が一九一九年の母性保護条約第三号と一致するように修正されるべきか、又は一九五二年の改正母性保護条約第一〇三号が批准できるように、その条約にドイツの法律を合わせることは却つてよくないかどうかはまだ決定されてはいなかつた。政府は委員会によつてとりあげられた異議に答える為、採用された手段の輪郭と、適切な議論の効果について出来る限り、事務局に追加報告を提出する。

母性保護法の一二条について委員会によつてなされた考察及び一九五三年五月二九日及び一九五四年六月五日の書信で述べられた労働省の回答に関連して、事務局に出された報告は、ドイツの法制と条約の間にある相違は大して重要でなく、その上関係があるのは副次的な一点に過ぎないという意見を今でも労働省はもつていと述べている。それにも拘らず、労働省は母性保護法の一二条を、条約第三号及びその規定が同じものである限りにおいては、条約第一〇三号と一線に揃えるためにドイツ法制を修正する準備をする積りである。

授乳するための仕事の中止について定めている条約第三号の三条d)に関して、条約の目的は仕事の時間が比較的に短かい（例えば一日に二時間から三時間位）母親が授乳するについても、毎日三〇分宛二回の休み時間を与えることになつてゐる筈がないと述べている。この点について、条約第一〇三号の五条は国の法律によつて定められている場合に、一回又はそれ以上の休息を授乳する母親に与えているから、一層漸進すべきものである。

連邦労働省は論争点について、国の法律を条約第三号の要求に合わせるべきかどうか、又はその代りに、条約第一〇三号を批准すべきかどうかを考慮している。条約第一〇三号を批准するのなら、母性保護法第七条の改正を必要としないからである。

一九五三年七月からの一年の間に、労働保護について責任のある州の上級官庁は条約第四条に指定された期間中に解雇を認めた例は生じていないし、又保証されている母性給付について母性保護法第一三条の規定の履行を保証せず、そのような期間中に満了するようないかなる解雇の通告も知らせることを認めた例は生じていなかった。

一九五二年に、健康保険に強制加入している一五二、二〇二人の婦人が帝國保険法によつて母性給付を受けた。母性保護法一三条により母性給付を受ける婦人の数はこの規定が大部分の婦人に母性給付を受ける資格を与えているので前述の数を超えることは確かである。

疾病基金はこの法律の一二条に基いて、連邦当局からの補償に関する要求により、規則的な償還の支払いを続けている。一九五三年七月一日から一九五四年六月三〇日までの間に支払われた償還金の総額は約三二五〇万ドイツマルクの額に達した。

註 一ドイツマルク＝八五円七二銭（一九五四年一月現在）

ギリシヤ

国際労働事務局に提出された報告は、妊娠及び出産の手当を与えることを定めている社会保険法第三五条及び第三六条の規定の正文を転載している。もし分娩が医者によつて予定された日の後に行われる場合にも、出産前の手当が六週間以上は与えられない。

この報告は社会保険法に基いて立てられた社会保険計画が一九五三年七月からの一年間にいろいろの分野に拡げられて来ており、更に、概して年々拡げられて来ているということを述べている。

出産休暇の権利を履行することに関する監督は、労働監督官に任されているが、出産手当の支払についての監督は保険団体に任されている。その保険団体には国内における賃銀労働者の四分の三が保険されている社会保険組織とその他の保険組織が含まれている。社会保険組織に加入している人は絶えず増えているので現在では社会保険組織のできていない地方は非常に僅かである。

社会保険組織によつてつくられた統計によれば一九五二年中に、直接に保険されている婦人について五、一六四件の出産があり、間接に保険されている婦人について一四、七七八件の出産があつた。これに關して生じた支出は一八三億四八〇〇万ドラクスに達した。一九五三年の前半にはそれぞれ二、五三七件の出産と七、九五〇件の出産で、支出は九二億三五〇〇万ドラクスに達した。

註 一ドラクス＝七錢（一九五三年一月現在）

ハンガリー

ハンガリーでは一九四九年八月二〇日にハンガリー人民共和国の憲法が制定され、一九五一年一月三一日に労働法

典が制定され、一九五二年に中央労働組合会議の規則第二号が制定され、一九五三年に閣僚會議規則第一〇〇四号が制定され、又同年に労働法典を改正する命令第二五号が制定されている。

妊娠及び分娩に関する婦人の権利はハンガリー人民共和国憲法第五〇条に明白に定められている。この権利は、ハンガリーでは、次第に経済状態の地固めの進むにつれて拡張されてきた。この問題について発表された最も重要な法律は、労働法典を發布する一九五一年の法令第七号、一九五三年の閣僚會議規則一〇〇四号及び労働法典を改正する一九五三年の命令第二五号である。最後にあげた命令は従来の出産前後の婦人の雇用に関する規定の凡てを法典の形に類集し、統一している。そして条約の規定よりも一層広い規定によつて、妊婦の権利及び分娩における婦人の権利を拡張している。

労働法典の九三条には、「婦人労働者に関する適当な労働条件を示すことにより、又幼児の福祉施設を広い網の目のようにつくることにより、ハンガリー人民共和国は働く母親を保護している……」と定められている。労働法典の九七条及び九八条は条約第三條の(a)、(b)及び(d)項に定められた規定と一致する規定を含んでいるが、併し範圍においては一層広い。九七条一項は妊婦及び分娩する婦人は分娩の前後にわたつて、合計一二週間の休暇期間をとる権利があると述べている。異常な分娩の際には、出産休暇は医師である官吏の指図により、四週間だけ延長される。九八条は工場、事務所又は近所の託児所で乳児に授乳している婦人労働者又は自分の家が近くにある場合、自宅で授乳している婦人労働者は、授乳の目的のために、授乳期間の最初の六ヶ月間、毎日二回三〇分の休息をとる権利があり、六ヶ月を過ぎて九ヶ月の終まで、授乳のために毎日三〇分の休息をとる権利があると述べている。又、九八条の二項、三項及び四項は条約の規定よりも一層適用の範圍が広い。二項は乳児に授乳するためにいくらかの距離を歩かなければならない母親には最初の六ヶ月間、毎日二回四五分宛の休息をとる権利を与え、六ヶ月を過ぎて九ヶ月の終

まで、授乳のために毎日三〇分の休息をとる権利を与えている。同じ条文の三項は授乳期間中婦人に平均賃金を保証している。四項は乳児の授乳が何かの理由でできないとき、且つ母親の要求のあるとき、授乳のための最初の六ヶ月の終まで、無給の休暇が保証されるという規定を設けている。

労働組合中央会議の一九五二年に作成された規則第二号の第二章は、条約第三条C項の規定と一致する合法的な保証を組織している。この章は分娩する場合に援助することを定めている。この規則の八五条は、医療扶助、薬剤、薬効のある入浴及び温泉による治療、必要な医薬の供給、病院の治療及び旅行の費用の償還を保証している。その規定は条約の規定よりも実質的に範囲が広い。規則八九条は妊娠及び分娩の手段に関する規定を含んでいる。

労働法典の九六条は条約の四条の規定と一致する規定を含んでいるが併し、範囲についてはそれらの規定を上回っている。その規定は妊娠が証明されたときから、分娩後三ヶ月間の終までの婦人の解雇を禁止している。

労働法典のその他の関係のある規定は、条約に述べられた目的を上回る広い権利を妊娠及び授乳する母親に保証している。労働法典九五条は妊娠を理由として婦人を雇用することを拒絶するのを不適法としている。その規定は又、妊娠が証明されたときから健康を害しそうな仕事に妊娠を雇用することを禁止している。同じ条文の三項によれば、妊娠四ヶ月目から授乳期間が六ヶ月過ぎるまで、はげしい肉体的労働、時間外労働又は夜業に婦人を雇用することが禁止されている。交代制を行つている企業では、妊娠婦は、できる限り、昼間作業を保護されることになっている。妊娠婦は同意なしでは、その他のどんな近い所にも行かせられることはない。医師のすゝめに基づいて裏付けされた妊娠婦の願に依り、規定には明らかに定められていない場合でさへも、普通の肉体的条件に適した一時的雇用を保証されることになっている。

九五条第四項によれば、妊娠のために一時的な仕事に雇用された婦人労働者の賃金は従前の平均賃金よりも低くな

つてはならない。

労働法典九八条は婦人労働者に一年以下の病気の乳児を看護するために特別の許可を保証している。それは但し乳児の状態で家で看護することを必要とし、且つ家には任すことのできる家族が一人もいないことを婦人労働者が証明することができる場合に限られる。その許可は乳児が一才以上、二才以下の場合には、一年に合計六〇日間保証される。病気の子供が一才以上、一〇才以下の場合には、家族の人々がいない場合に、婦人労働者は家で看護するために無給休暇が与えられる。

イタリー

イタリー政府は条約を批准してから、その条約の履行の状況について、国際労働事務局に次のような報告を寄せている。

先づ関係法令についてみると、一九五〇年八月二六日に公布された法律第八六〇号があるが、これは働く母親の母体の保護と経済的な保護をはかるものであり、この法律は一九五二年一月一日に公布された法律第一九〇四号によつてその第四条を改正している。次に妊娠中及び産後の休暇期間は婦人労働者の解雇を禁止する法律として、一九五〇年十二月二日に法律第九八六号が公布され、働く母親の雇用を保護する法律として、一九五〇年五月二三日に法律第三九四号が公布されている。更に一九五〇年八月二六日の法律第八六〇号の適用に関する規則を定めた大統領令第五六八号が一九五三年五月二日に公布されている。

条約の一条及び二条関係についていえば、イタリーの関係法令は条約の規定よりも、一層広い分野に適用されている。即ち農業婦人労働者を含み、民間企業に働く凡ての婦人労働者に適用され、且つ国家機関、国営企業、地方官庁、

州及び市町村の事務所、公共団体、協同組合などに働く婦人労働者にも適用される。

母性保護を扱う国家法制の範囲に含まれていない婦人は次のものだけである。即ち労働及び社会保険省によつて公認された営利を目的としない訓練所における生徒と、使用者と血縁関係か婚姻関係にあるもので、使用者と同居し、且つ使用者によつて扶養されている三親等までのものは除かれている。(この除外範囲は法律の適用について定められた規則の一条にのべられている。)従つて条約の範囲から、同じ家族の人だけを雇用している企業が除かれていることと比較すれば、イタリア法制は一層限定的である。使用者は婦人労働者に出産手当を与えるように義務づけられているが、それは婦人労働者が直系親族に属しようとして、いなかろうと、法律上の義務としてであるか又は同居しており、且つ使用者によつて扶養されている婦人労働者に対する自発的な行為としてであるかを問はず、実質上、与えなければならぬことになつてゐる。同じ家族のものだけを雇用している企業は、条約に定められた例外によつて除かれているが、それにも拘らず、イタリアの法制はこのような場合にさえ、母性保護を行つてゐる。

条約三条に關連して言えば、イタリアの法制は妊娠婦が次の期間中働かされないと定めてゐる。即ち工業では、分娩前三ヶ月間と分娩後八週間、農業では分娩前後各八週間、商業を含むその他の凡ての雇用の形態では、分娩前六週間、分娩後八週間の間は働かせることを禁止してゐる。

報告によれば、出産手当の支払に關する規定は一九五〇年の法律第八六〇号の二巻に定められてゐるが、その規定は就中、民間に雇用されている婦人労働者が仕事から強制的にはなれてゐる全期間を通じて通常の賃金の八〇%に相當する日々の手当を受けることを規定してゐる。農業に雇用されており、且つ特別の資格のない婦人、婦人家内労働者及び家族にサービスをする家事労働者はより僅かしか手当を受けない。強制的出産休暇中支払われる手当は国民疾病保険制度によつて凡ての婦人労働者に支払われるが、国民社会保険制度から手当を受ける家内労働者及び家族にサービスをする家事労働者は除かれてゐる。出産手当について、条約は保険制度によつて与えられることを定めてゐるが、イタリアの法制は手当が使用者によつて俸給を受ける婦人労働者に対して直接支払われる、即ち使用者が出費を負担すると定めてゐる場合がある。政府はこの条約に定められた原則に対する例外は非常に限られてしか適用されない、即ちこの範疇に属する人は適用される婦人労働者の総数の一〇%にしか過ぎないと強調してゐる。この例外は主として歴史的な理由に基いており、過去三〇年以上にわたつて得られた経験は、婦人労働者のためにつくられた制度が、何の困難も生じないばかりか、却つて一層迅速にして、且つ、便宜な手当を支払う方法を定めてゐることを示してゐた。イタリアの場合には、概して、婦人労働者が一般に適切に保護されてゐるという事実を考慮してゐることは勿論、この分野では信頼の要素を考慮してゐるので、条約に定められた原則との相違は大して重要ではない。

出産休暇の保証された労働者に手当を支払ふことを拒絶する場合は、労働禁止期間の始まる前に婦人労働者が任意に契約を解除するか、又は仕事を中断する場合であり、当該労働者に用意された証明書に、明白な非行が明かされてあれば、問題なく拒絶される。出産についての規則が公布されて以来、その手当の支払を決定する規程が明らかにされ、これを基礎として、イタリアの保険制度は手当に關する些細ないくつかの事件を再審査した。この処置は確かに以前は除かれたある場合の承認をもたらししてゐる。

使用者が授乳する母親のために部屋を提供してゐたならば、使用者は乳児に授乳する婦人労働者に、出産後一年間毎日三〇分の休息期間を二回与えなければならぬ。使用者が授乳のために特別の事業場内の場所を与えてゐなかつたか、又はそのような施設が企業の外部にあるところでは、働く母親は一時間の休息を二回与えられ、且つ事業場の外に出る権利が与えられる。

条約四条について言えば、次のとおりである。即ち婦人は妊娠が医者によつて十分に証明されるならば、妊娠期間

中解雇されることはないし、強制的出産休暇の終るまで、又は乳児が一才になるまで解雇されることはない。婦人労働者を解雇することが禁止されている期間より以前に妊娠によつて疾病が生じた場合には、使用者は婦人の職場を確保しておかなければならない。

国民疾病保険制度は働く母親のための保険計画を取扱うことに關して責任があり、国民社会保険制度は家内労働者及び家事労働者に關する計画について責任をもっている。

条約を履行する規定を勵行することは、労働監督官及び医師の監督官に責任をもつて権限を委任している労働及び社会保険省に委せられている。監督官は警察官と同様の権限をもっている。監督官はいつでも事業場に入ることができ、必要な検査及び試験を實行し、關係規則の實行に關して指令を發し、且つ権限ある当局に違反を報告する。

この報告に添付された一九五三年の暫定的な統計は法律による出産休暇中の手当が工業では三五、〇〇五人の婦人に与えられ、商業では二、〇七八人の婦人に与えられたことを示している。他方では、工業では一、五六七人の婦人に商業では三四九人の婦人が出産休暇中の手当を受取つていなかった。工業では有給で休んでいた総日数は四、二一五、六五〇日に達し、無給で休んでいた総日数は六三六、三九〇日であつた。商業では夫々一八二、三一八日と一七、一〇二日が対応した数であつた。工業、商業及び農業における婦人の保険加入者に出産手当として払われた総額は四六億八七〇〇万リラであつた。

一九五二年分として示された確定した統計は、商業に雇用された婦人に關する次の変更を除けば、昨年の報告に述べられた暫定的な数と一致している。即ち手当は一、八〇三人（一、七五五人でなく）に与えられており、三二二人（三八二人でなく）が出産休暇中手当を受けていなかった。商業では手当を受けて休んでいた総日数は一四四、八九七日の代りに一四三、五三二日であり、手当を受けないで休んでいた総日数は二八、一〇二日の代りに二八、三八三日であつた。

日であつた。

註 一 リラ一五八錢（一九五四年一月現在）

ルクセンブルグ

一九五三年七月から一年間、条約は嚴格に適用され、その規定の違反はないことが報告された。政府はその報告に一九五三年中の労働監督官及び鉱山監督官の年次報告の写しを添付してきたが、それには、就中、婦人の労働監督官が手工業、小規模工業及び商業を含む三〇〇の企業に三四五回の監督的訪問を行つたという情報が含まれている。

ニカラゲア

ニカラゲアでは一九四五年一月二日に労働法典が公布されている。

凡ての労働法制を適用するについての監督は實際、労働省に所屬している監督官によつて行われており、監督官によつてなされた報告に基いて、法律の違反に対する罰が、第一審及び最高裁判所の裁判官によつて、違反者に課される。労働者に一層の保護を与えるために、大統領は国内に社会保障の原則を確立しようと努めている。

条約が批准されるとその規定に国内法の効力が与えられる。

憲法九五条一〇項及び労働法典一二九条は妊娠婦が出産前後の世話とその上、薬の心配もして貰えることを保証している。

ウルガイ

法律第一一五七七号は出産休暇が分娩前後どの位与えられるかを明らかに、詳細に述べていないと指摘している。

ILO専門委員会の考察が一九五三年になされているが、それに答えて、政府は児童法典の三七条によつて補足された法律が、婦人は四ヶ月の有給休暇をとる権利があり、もし必要なら、五割の給与を補償された二ヶ月の追加休暇をとる権利があると定めているとのべている。これは法律が条約の三条a項及びb項の規定を凌駕していることを意味する。政府の意見によれば法律が四ヶ月の休暇の期間を与えている事実にも拘らず、此の休暇が医者と産婆の意見によつて産後及び産前の期間に分けて与えられるので、国の法律と条約との間に矛盾はない。

出産手当の支払に關しては、(条約三条C項關係)政府は現在実施されている組織—使用者によつて手当が支払われる組織—が条約に定められた組織のように満足すべきものであり、決して婦人の利益をそこなつてはいなかつたとのべている。国内につくられた社会保障組織のために、母性保険を別の部門として組織することはできない。其上、手当が国家予算から支払われることも可能でない。政府は三〇分宛二回の授乳時間の規定に關する相違については、此の条約の規定を国の法律に加える改正を要求しており、且つ現在まではこの点に關する条約の要求は託児所の規定によつて完全に満足させられていたとつけ加えている。

又、政府は条約第一〇三号の批准が必然的に条約第三号の廃棄通告を必要とするとのべている。

一九五四年一〇月二日の法令の規定によれば、一九三三年四月五日の法令によつて批准された国際労働条約の違反に対する罰の法律制度がつくられており、その制度は一九四七年九月一九日の法律第一〇九四号に定められた手続は従つて行われている。

ヴェネツエラ

条約が批准されると、法律と同じ効力が与えられ、国の法律制度に従つて、社会立法に取り入れられる。

新しい憲法が一九五三年四月一日に効力を發した。憲法第八条は暫定的に、「現行法令は権限ある当局によつて、改正されたり、取消されたりしない限り、又此の憲法によつて取消されない限りは依然として効力がある。」と定めているので、条約の内容に關係のある原則的な法令は依然として効力がある。

ILOの専門委員会の考察に關聯して、報告はILO總會の委員会においてヴェネツエラ政府委員によつて既にのべられていることであるが、強制的社会保険の組織的拡張に關する五ヶ年計画の遂行によつて相当な進歩が達成されてきたことを示している。強制的社会保険計画が Maricao で実施されているが、そこには事務所がおかれ、援助の中心となつてきていた。 Ciudad Bolivar では仕事は先づ中央医療施設に着手しており、計画は一九五五年四月に実施される見込みである。 Barquisimeto では管理事務所が設立され、来年の四月に計画を始める準備として適切な設備が設けられた。 Maturin で計画を始めるために必要な手段がとられてきた。

一九五三年七月からの一年間に、監督が七二三回行われ、七六、七五七人の労働者(一七、二六四人の婦人が含まれている)が質問された。

ユーゴスラヴィヤ

報告は一九五三年七月からの一年間に、出産手当の形で、四億九八〇〇万ディナールが支払われたことを示す統計の情報を含んでいる。

註 「ディナール」一円一九錢(一九五四年一月現在)